

## 1. 議事日程

(平成17年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目)

平成17年9月14日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 認定第1号 平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定について

日程第4 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】

日程第5 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第61号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第62号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第63号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第64号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計

補正予算(第1号)

日程第10 議案第65号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計

補正予算(第1号)

日程第11 議案第66号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計

補正予算(第1号)

日程第12 議案第67号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業

特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第68号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計

補正予算(第1号)

日程第14 議案第69号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計

補正予算(第1号)

日程第15 議案第70号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計

補正予算(第1号)

2.出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	青原敏治
12番	金行哲昭	13番	杉原洋
14番	入本和男	15番	山本三郎
16番	今村義照	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3.欠席議員は次のとおりである

5番	小野剛世	17番	玉川祐光
----	------	-----	------

4.会議録署名議員

14番	入本和男	15番	山本三郎
-----	------	-----	------

5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行

福祉保健部長兼 福祉事務所長	福 田 美 恵 子	産業振興部長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	杉 山 俊 之	消 防 長	村 上 紘
八千代支所長	岡 田 敦 男	美土里支所長	立 川 堯 彦
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲田支所長	武 添 吉 丸
向原支所長	益 田 博 志	総務課長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯	監 査 委 員	上 國 英 登

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 4 名 )

事 務 局 長	増 本 義 宣	議事調査係長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

午前10時00分 開会

松浦議長

それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成17年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。議長。

増本事務局長

事務局長 増本義宣君。

松浦議長

諸般の報告をいたします。

増本事務局長

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成17年5月分・6月分・7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第4点、市が、資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長

以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

行政報告

松浦議長

引き続き、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

本定例会の冒頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年度も、早半年を経過いたしました。安芸高田市行政も皆様のご協力をいただきながら、現在順調に各種事業を執行させていただいております。とりわけ、先月8月20日には、農畜産物処理加工施設運営にあたります安芸高田アグリフーズ株式会社を設立いたし、ご報告会を開催させていただきましたが、本市の安定的な発展と将来を展望するための大規模事業が、いよいよスタートをいたしました。円滑な事業開始へ向けて、今後も取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、力強いお力添えをお願いいたします。

次に、地域高規格道路東広島高田道路の吉田～向原間が整備路線とされたことに伴いまして、吉田及び向原の建設予定地の皆様方に8月22日から8月24日までの日程で、地元説明会を開催させていただきましたが、事業の概要をご説明申し上げ、おおむね良好な反応をい

ただいたところでございます。今後は、現地の測量などが行われますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、第2庁舎及び文化福祉施設や広域葬斎場の建設など、具体的な取り組みを始めておりますので、皆様方には「人・輝く安芸高田」の早期実現に向けて円滑な市政運営と発展のために、一層のご理解とご協力をお願いをいたします。

また、先日9月6日から7日に来襲いたしました台風14号につきましては、皆様方には大変なご心配をおかけいたしましたでしたが、今回の台風は、九州北部に上陸後、山口県に再上陸し、島根県沖の日本海を北上いたしましたことから、強風による被害を警戒しておりましたが、実際には、進行速度が遅かった関係から、長時間にわたり大雨をもたらしました。幸いなことに人的被害はございませんでしたが、床下浸水6棟をはじめ、河川、道路、砂防施設、橋梁及び農地などに被害が発生いたしております。この台風による大雨の被害は、向原町を中心に発生をいたしましたが、消防団の皆様方には深夜にもかかわらず、出動のうえ応急作業へ従事していただきましたことに、深く感謝を申し上げます。被害の状況はお手元へお配りしているとおりでございます。昨今、全国的に異常気象による集中豪雨が頻発しており、局地的な豪雨災害が発生しておりますが、河川の本流の増水に伴います内水面排除の問題も含め、今後課題を残しておるところでございます。特に台風が襲来した深夜12時頃から、吉田町内から一斉に災害本部へ電話がございまして、床下浸水の恐れがあるということでございまして、というのは、江の川の本流が支流より高くなって結局、ゲートを上げて本流が逆流するというところでゲートを閉めてしまった、ということで内水面に水がはけなくなった、まあこういう問題がございまして、これは大変なことになるということで、土師ダムの事務所と交渉をいたしました。土師ダム事務所によると、流入量800トンくらいあるんで、この半分は規定によって流さないといけんということで400トン近い384トンの水を現在流しているという、12時過ぎの情報でございました。この状況が続けばもう江の川の水位が上がってどうもならんようになる。まあ、すぐ電話で土師ダムに交渉いたしまして、100トンほど、何とか無理をしてカットしてもらった、まあこういうことで、間一髪のところまで水が減りだしたと、まあこういうことでございまして、まあ、建設省の方はもう水があふれ出した時点ですぐ、吉田の国司を渡るところの建設省の事務所に大型のポンプ車を2台持っ取りますので、それをすぐ出して、国司で一ヶ所、それからこちらの国司を渡る橋の所で一ヶ所、まあ、ポンプで排水をしたわけでございますが、まあ、なかなかポンプで排水しても間に合わんと、まあこういうことですが、江の川の本流が、幸い下がりだした、まあこういうことで、間一髪のところまで、床下浸水を逃れたということでございまして、やはり、あの農協の裏の方、また国司、福原、

竹原、同じような状況であったわけでございます。まあ、その100トン放流を減したことによって甲田町でも助かったと、こういうことで、本村川のところが、どうしてもせき止められるとこういう問題がございました。

そういうことで、今後にも課題を残したわけでございますが、将来的には要所、要所に強制排水するポンプを設置する必要があると、まあこのように今考えておりました、この状態は10年くらい前にも吉田町で同じような状況がおこったことがあるわけでございます。まあ、今後の課題に取り組んでいただきたいと思います。

また、昨日は広島県消防大会がございました。これは、4年に一遍のポンプ操法の大会もあるわけでございますが、25チーム県内から出場いたしました。その中で、安芸高田市からは甲田分団が代表で出場いたしました。惜しくも、優勝は逃がしたわけでございますが、準優勝とまあ、こういうことで、大変立派な成績をあげていただきました。とくに、半年に渡って選手の皆さんは訓練を積んでこられたわけございまして、それぞれ関係者の皆さんに大変ご努力いただいたことに対して心から感謝を申し上げたいと思います。

以上、状況につきまして報告を申し上げます。

松 浦 議 長

以上で、行政報告は終わりました。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、14番 入本和男君、15番 山本三郎君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

松 浦 議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長

議長。

松 浦 議 長

青原敏治君。

青原委員長

定例会についての議会運営委員会の報告をいたします。

平成17年第3回定例会の運営につきまして、去る9月8日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から9月28日までの15日間といたしました。議事の都合により、9月17日から9月19日まで及び9月21日から9月27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定1件、承認1件、議案11件、計13件でございます。

議案審議についてでございますが、認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定について及び議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例は、上程の後質疑を受け、その後、それぞれ所管の産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会に付託することとします。その他の案件については、すべて付託を省略することにいたしました。

また、9月16日に上程が予定されている、議案第71号、島根県邑南町の公の施設を区域内に設置することに関する協議については、上程の後質疑を受け、所管の総務企画常任委員会へ付託することにいたしました。

さらに1件、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採決についての依頼が、議長に提出されています。この件につきましては、文教厚生常任委員会で審議の上、提出の運びとなれば、最終日に議員発議として上程することといたします。

一般質問の取り扱いについては、質問は届け出順とし、1日目に8人、2日目に7人が質問を行うこととして、2日間を予定しています。なお、時間制限は設けず、質問は1人3回までといたします。

以上、報告を終わります。

松浦議長

お諮りいたします。

ただ今の委員長報告のとおり、会期は15日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 平成16年度安芸高田市水道事業決算について

松浦議長

日程第3、認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長

議長。

松浦議長

市長 児玉更太郎君

児玉市長

認定第1号、議案名が平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定についてでございます。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して、平成16年度安芸高田市水道事業決算の認定をお願いするものでございます。

まず、収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入額が2億8,964万5,714円、支出額が2億4,855万232円で当年度純利益は3,620万569円となりました。そのうち、減債積立金として200万円、建設改良積立金として2,000万円をそれぞれ予定いたしております。

次に、資本的収入及び支出の決算額でございますが、収入額が2億951万6,450円、支出額が2億9,544万7,850円で、資本的収入額が支出額に対して不足する額8,593万1,400円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額489万4,913円、過年度分の損益勘定の留保資金2,191万1,813円及び当年度分の損益勘定留保資金5,912万4,674円で補填するものでございます。

以上よろしく審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

金岡公営企業部長

それでは、認定第1号、平成16年度安芸高田市水道事業決算の要点についてご説明を申し上げます。

まず、1ページ、2ページをお開きください。

決算報告書の中の収益的収入及び支出の収入でございますが、予算合計額と決算額、また予算に比べた決算額の増減について数値を朗読をさせていただきます。

第1款の事業収益合計額が2億8,719万7,000円、決算額が2億8,964万5,714円、増減額としましては、244万8,714円でございます。

第1項の事業収益で合計額が2億8,694万7,000円、決算額が2億8,939万5,121円、増減額で244万8,121円でございます。第2項、営業外収益で合計額が25万円、決算額が25万593円、増減額が593円となっております。

次に、支出でございますが、第1款の事業費で予算合計額が2億8,719万7,000円、決算額が2億4,855万232円、不用額が3,864万6,768円でございます。

第1項の営業費用でございますが、合計額が2億1,626万9,000円、決算額が2億400万8,602円、不用額が1,226万398円でございます。

第2項営業外費用では、合計額4,459万4,000円、決算額が4,451万4,072円、不用額が7万9,928円でございます。

第3項特別損失でございますが、合計額が2万8,000円、決算額が2万7,558円、不用額が442円。

第4項予備費でございますが、合計額が2,630万6,000円、不用額が2,630万6,000円でございます。

次の3ページ、4ページをお願いします。2の資本的収入及び支出でございますが、収入で予算額合計額が、2億2,331万7,000円、決算額が2億951万6,450円、増減額でマイナスの1,380万550円。

第1項分担金でございますが、合計額492万5,000円、決算額621万6,000円、増減額129万1,000円でございます。

第2項工事負担金でございますが、合計額5,189万2,000円、決算額5,030万450円、マイナスの159万1,550円でございます。

第3項の出資金でございますが、合計額4,830万円、決算額同額でございます。

第4項補助金でございますが5,800万円、決算額同額でございます。

第5項企業債、合計額6,020万円、決算額4,670万円、増減額ではマイナスの1,350万円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出、合計額が3億5,911万9,000円。決算額2億9,544万7,850円。翌年度の繰越額といたしまして5,885万4,000円。不用額が481万7,150円でございます。

第1項の建設改良費でございますが、合計額2億8,820万9,000円。決算額2億2,453万9,689円。繰越の合計額で5,885万4,000円。不用額が481万5,311円。

第2項の企業債償還金で合計額7,091万円。決算額7,090万8,161円。繰越額はございません。不用額が、1,839円でございます。

次に5ページをお願いします。5ページは平成16年度安芸高田市水道事業の損益計算書ですが、1の営業収益は2億7,567万7,872円。2の営業費用は1億9,978万6,055円となっております。したがって、営業利益としましては7,587万1,817円でございます。3の営業外収益では25万551円。4の営業外費用では3,989万4,241円となっており、差し引きマイナスの3,964万3,690円でございます。したがって、経常利益としましては、3,622万8,127円でございます。6の特別損失としましては2万7,558円で、当該年度純利益としましては3,620万569円でございます。したがって、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は4,968万6,897円でございます。

6ページをお願いします。剰余金計算書でございますが、剰余金の部の1の減債積立金では、当年度末残高は2,207万5,175円でございます。2の建設改良積立金の当年度末残高は3,508万802円でございます。したがって、積立金合計金額としましては、5,715万5,977円でございます。3の未処分利益剰余金としましては、繰越利益剰余金年度末残高が1,348万6,328円となり、当年度未処分利益剰余金としましては、4,968万6,897円でございます。

次に、7ページをお願いします。資本剰余金の部でございますが、大変申しわけございませんが、ここで修正をお願いいたします。中ほ

どに、受取利息負担金とありますが、頭付けの番号がダブっております。誠に申しわけありませんが、負担金以降について、ひとつ番号を繰り下げていただいて、負担金5、分担金6、その他7というふうに修正をお願いします。大変申しわけございません。以後充分気をつけますのでご了承をお願いしたいと思います。

それでは、1の国庫補助金ですが当年度末残高が1億7,541万4,709円で、2の県費補助金の当年度末残高は5,192万9,686円。3の一般会計当年度末残高が3億3,917万4,824円。4の受取利息の当年度末残高が94万4,808円。5の負担金の当年度末残高が4億3,121万2,125円。6分担金の当年度末残高が2億6,614万5000円。7その他資本金剰余金の当年度末残高が173万3,309円でございます。したがって、翌年度繰越資本剰余金としましては、12億6,655万4,461円となっております。

8ページをお願いいたします。8ページは事業の剰余金処分計算書でございますが、1の当年度末処分利益剰余金残高が4,968万6,897円で、その内、2の(1)の減債積立金へ200万円、(2)の建設改良積立金へ2,000万円処分することとしておりまして、したがって、翌年度繰越利益剰余金としましては2,768万6,897円でございます。

9ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、資産の部で、有形固定資産合計が23億8,243万2,055円で、無形固定資産合計が155万4,212円となっております。固定資産合計としましては23億8,398万6,267円でございます。2の流動資産では、流動資産合計が3億4,005万9,336円でございます。したがって、資産合計としましては26億8,804万5,603円でございます。なお(2)の未収金8,428万4,466円につきましては、水道事業からの補償費について、3月の出納整理の関係で未収金として7,053万3,933円となっております。また、水道使用料の未収金としましては1,375万473円でございますが、平成17年度4月末に納入された分を引きますと、4月末の未収金の額は588万7,243円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。負債の部でございますが負債合計が1億9,135万7,839円で、資本の部では資本金合計が1億2,329万429円。剰余金では剰余金合計額は13億7,339万7,335円で、資本合計としましては24億9,668万7,764円でございます。したがって、負債資本合計としましては、26億8,804万5,603円でございます。

11ページ以降に、それぞれ関係明細書・事業報告書を添付しておりますのでご一読いただきたいと思います。

なお、平成16年度末の給水状況でございますが、吉田・甲田給水区域内の計画給水人口は1万4,810人、給水人口1万4,514人で

給水率としましては、おおむね98%程度でございます。

今後とも、使用者の皆様へ安全でおいしい水の供給に努めるとともに、地方公営企業として経営基盤の強化に努める所存でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

これをもって、要点の説明を終わります。

この際、本案に関し、監査委員の審査結果の報告を求めます。

上國監査委員

議長。

松 浦 議 長

監査委員 上國英登さん。

上國監査委員

失礼します。

監査委員から水道決算について、ご報告申し上げます。

平成16年度安芸高田市水道事業の決算審査につきまして、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年7月4日付けで安芸高田市長から審査に付された平成16年度安芸高田市水道事業の決算について、7月15日から8月12日までの期間、田中監査委員とともに、安芸高田市監査委員監査基準に基づき審査を実施しました。

審査は、決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を、適正に表示しているかどうかを主眼として実施しました。また、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するため、経営成績と財務状態の分析もあわせて行いました。

審査の結果、審査に付された決算及び附属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末の財務状態を明瞭に表示しているものと認めました。

なお、事業の実績、予算執行の状況、経営成績及び財政状況等につきましては、お手元に配布されております意見書に詳しく述べております。

終わりに、水道事業の効率的な運営に努力されているところですが、有収率を向上させるとともに未収金の微収になお一層努力され、健全な財政運営をもって、安全でおいしい水を安定的に供給されるよう要望いたしまして、決算審査の報告を終わります。

以上です。

松 浦 議 長

以上で、審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

18番 岡田正信君。

岡 田 議 員

まず、監査報告の中ですら、全国レベルというか類似団体、12団

体とよく出てるんですが、人口規模だけで比較されとるのか、地形的にもここ安芸高田市に、吉田町、甲田町、水道会計があるんですが、こういう、変則的なのというんですか、そこらまで似たようなところと比較しておるのか、どうなんか、これ、ちょっと。

松浦議長

答弁を求めます。

監査委員 上國英登さん。

上國監査委員

通常でございましたら、前年度事業と実績を報告するのが通常でございますが、ご承知のように合併初年度ということで、前年度と比較というのは不可能でございます。そういう観点から、類似団体を監査事務局の方からいろいろ調査をしていただきまして、当高田市に類似した地域ということで、事務局の方でそういった資料を集めて報告をさせていただきます。

以上でございます。

岡田議員

はい。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

団体名がわかりましたら、2、3ヶ所でもいいですから。

松浦議長

答弁を求めます。

監査委員 上國英登さん。

上國監査委員

はい。ここに資料を持っておりませんので、後ほど監査事務局の方から答弁をさせます。よろしく願います。

松浦議長

他に質疑はございませんか。

今村議員

議長。

松浦議長

16番 今村義照君。

今村議員

これは、双方にお聞きしたいわけでございますが、有収率がですね、極めて低くなってるわけで主たる要因はですね、事業部におかれましては、どういったことが考えられるのか、また、監査委員会におかれましては、その原因が計数の上でですね、あらわれているものがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

松浦議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

金岡公営企業部長

はい。ただ今のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように有収率としましては、吉田が87.5、甲田が、80.3、平均しまして84.8ということで、大体目標を90%以上に設定をしたいと考えておりますが、特に甲田町の場合、施設、管路が古いところがございまして、やはり漏水が多いというのが一つの大きな要因であると考えております。

今後は、ここらにつきましても、有収率をあげるために予算の許す範囲の中で、ある程度整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

松浦議長

引き続き、答弁を許します。

監査委員 上國英登さん。

上國監査委員

有収率について質問でございますけど、ご承知のように、有収率とは年間有収水量。まあ、収量に繋がる水量を年間の配水量で割った数値でございますが、施設効率を見る場合、施設の可動状況がそのまま収益に繋がっているかどうかについては、この率で確認することが必要でございます。有収率が低いということは、まあ、漏水が多いこと、またメーターの不都合等いくつかの要因が考えられますが、先ほど部長の方からご報告がありましたように、甲田地区につきましては、まあ、管路が古くなるとということ、大変、まあそういう面では問題があるように認めました。

有収率を向上するためには、収益率の向上対策を講ずる必要があるかと存じます。以上でお答え終わります。

松浦議長

他に、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第4 承認第4号 専決処分した事件の承認について

松浦議長

日程第4、承認第4号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長

議長。

松浦議長

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

承認第4号、議案名が専決した事件の承認についてでございます。平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第2号。本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第2号を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めますのでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、予算の総額を229億7,047万2,000円とするもので、歳入につきましては県支出金3,700万円を追加いたし、また歳出につきましては総務費3,720万円を追加し、予備費20万円を減額するものでございます。主に、9月11日に執行されました衆議院選挙の選挙費用でございます。

松 浦 議 長

新川総務部長

松 浦 議 長

新川総務部長

以上でございます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

議長。

総務部長 新川文雄君。

要点の説明をいたします。

このたびの補正につきましては、8月8日の衆議院の解散に伴いまして、先日の9月11日に衆議院議員総選挙が執行となりましたことから、選挙執行費を専決処分により追加したものでございます。

6ページをお開き下さい。歳入でございますが、15款の県支出金3項の委託金、1目の総務費委託金3,700万円の増額は、衆議院議員選挙費委託金を計上いたしたものでございます。

続きまして、7ページの歳出でございますが、2款の総務費4項の選挙費3目の選挙執行費3,700万円の増額は、第44回衆議院議員総選挙費並びに最高裁判所裁判官国民審査執行経費を計上いたしております。第1の報酬でございますが392万1,000円は、投票立会人、また、開票立会人、また、投票管理者、開票管理者等196人分の報酬でございます。3節の職員手当等でございますけれども、2,129万5,000円は、投開票事務に伴います一般職員人件費でございます。7節の賃金でございますが54万3,000円は、期日前投票等事務の臨時職員賃金でございます。11節の需用費453万2,000円は、ポスター掲示板、投票の入場券、選挙啓発費等の事務消耗品でございます。12節の役務費204万9,000円は、投票入場券、選挙公報郵送料等の通信運搬費でございます。13節の委託料313万5,000円でございますが、ポスター掲示板設置撤去委託費、また選挙啓発広報発送委託費でございます。14節の使用料及び賃借料13万7,000円は、投票所借上料が主なものでございます。18節の備品購入費でございます。156万8,000円は、投票用紙の交付機、計数機等の購入費でございます。

以上で要点のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡 辺 議 員

議長。

松 浦 議 長

19番 渡辺義則君。

渡 辺 議 員

お尋ねをいたしますが、予算の方というよりは執行の方でちょっとお尋ねをいたしたいと思いますが。候補者の広報紙、いわゆる新聞型のかたちで、これまでは写真入りあるいは経歴等々、印刷されたものが配布をされておったようでございますが、先般来、合併してからは、新聞折り込みというかたちになっておるようにも聞いておるんですが、今回それが、どのような方法で、対応されたのか伺ってみたいと思います。

松 浦 議 長  
高杉総務課長  
松 浦 議 長  
高杉総務課長

答弁を求めます。

議長。

総務課長 高杉和義君。

はい、今回の衆議院選挙におきましては、選挙公報につきましては、基本的に新聞折り込みを利用しての周知となりました。ただ、一部の地域につきましては、行政嘱託員にお願いしたところもございます。

以上でございます。

渡 辺 議 員  
松 浦 議 長  
渡 辺 議 員

議長。

19番 渡辺義則君。

それがですね、全戸に行き届いてないように承った例もあるわけなんです。そのいきさつがどういうことかは、私も定かではございませんが、いわゆる市民にくまなく満遍に公平にこの公報が配布できないものか、担当課長さんの答弁を求めます。

松 浦 議 長  
高杉総務課長  
松 浦 議 長  
高杉総務課長

ただ今の質疑に対し答弁を求めます。

議長。

総務課長 高杉和義君。

市民の方にくまなく、その選挙公報が行きわたる方法ということで従来は、行政嘱託員に緊急的に、臨時的にお願いをいたしまして、配布した経緯もございます。ただ、時間的な余裕、時間的な関係とか、なかなかその行政嘱託員に理解を、急をお願いをするということが難しい。ただ、選挙の前までに、それが届かなくてはならないという、日にち的な問題もございまして、基本的に、新聞折り込み等を利用していただいたわけです。ただ、新聞を購読しておられない方等が、この前の選挙でも把握できておりますから、そういう方につきましては、事前に行政嘱託員の、前回の機会におきまして、そういう方につきましては、申し出をしていただいたら、市の方から直接そういう方に対しては、公報を送るようにしております。

その周知につきましても、本所だけでなしに、支所の方からも窓口になっていただくようにということで、各戸に配布することにつきましては鋭意努力をして、それが行き届くことが完全に行き届くように配慮して、今回臨んできたわけでございます。

渡 辺 議 員  
松 浦 議 長  
渡 辺 議 員

議長。

19番、渡辺義則君。

はい。執行者のお考えは理解もできますが、やはり、どちらかと言

いますと、弱者にこれが届いてないというふうに、一人暮らしの方とか、高齢者の方々、こういった方々に、届いてないように伺っております。

今後、行政嘱託員というのは市の嘱託でもございますので、その辺はよく説明をなさって、国民が等しく判断ができるような資料提供をお願いをして終わります。

松浦議長  
渡辺議員  
松浦議長

答弁はいいですか。

あれば。

ただ今の質疑に答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

ただ今の意見は貴重なご意見として承って、内部でもしっかり検討させていただきたいと思います。

金行議員  
松浦議長  
金行議員

はい。

12番 金行哲昭君。

12番、金行でございます。1点お聞きします。委託料になるかもわかりませんが、今回のように、前々日だったですかね、台風が来まして、私が拝見しますところ、各掲示板が取ってあったところがございまして、あれは、選挙管理委員会の方で、強制的に取ってつけられたのか、そこらの予算、お金は二重ということになるのか、その1点お聞きします。

松浦議長  
高杉総務課長  
松浦議長  
高杉総務課長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

議長。

総務課長、高杉和義君。

台風14号が非常に大型であるということと、風と雨が同時に含んでおるといふようなことで、市の方としましても、県の方へ掲示板につきまして、撤去すべきかどうか、そういうふうな話が県内の選管の方から問い合わせがあるかどうかということも含めまして、県の方に事前に問い合わせをしました。

県の方ではそういう問い合わせはないということでしたが、急遽、県の選管の方から、ファックスがまいりまして、県としましても、市町村の選管の判断で、ポスター、掲示板が飛ばされると、破損される恐れがあったら、撤去をするようにというふうなことがございました。

市の選管といたしましても、台風の状況等を把握、鑑みまして、撤去をするということで決定をいたしました。そして、また、業者には撤去並びに設置をしていただくことになっております。

ですから、ここに計上予算で揚げております内容等につきましては、一部費用がかかるということになってきますから、少し科目を、節を替えての支出になるかと思えます。ですから、それにかかる費用につきましては、この予算等ではみておりません。ですが、この全体の予算の執行経費の中では納まるように考えております。ですから、こ

の撤去設置につきましては、二重の費用がかかるものと考えております。

松浦議長  
岡田議員  
松浦議長  
岡田議員

他に質疑はありませんか。

議長。

18番 岡田正信君。

台風の関係もですが、番号が非常に不揃いだったんです。これは、どういう手違いで、そのようになったのかお尋ねします。掲示板の吉田の庁舎の前が1番だったのが5番があったり、5番のところに8番があったり、というような所が市内では何カ所くらいあったのか、間違いがそれを修正するのに、一つは撤去して、修正するのに、便利がよかったのかなと思ったりしたんですが、なんぼあったんですかこれは。

松浦議長  
高杉総務課長  
松浦議長  
高杉総務課長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

議長。

総務課長 高杉和義君。

掲示板を撤去いたしまして、再度貼り付ける時の番号等が不揃いであったということですが、その分につきましては、業者の方をお願いしたのは、できるだけ早く設置をしていただきたいというふうなことをお願いした関係で、多少不揃いがあったのではないかと思います。

岡田議員  
松浦議長  
岡田議員

議長。

18番 岡田正信君。

私いらんことを言いましたけど、最初に立っと思ったのが間違っと思ったんです。最初にできとったものが間違っと思った。それは、選管はつかんでないんですか。だから、全部、間違っところは修正しとるでしょ。もうないけ、わからんですけど。それ何カ所だったかということをつかんでないんですか。

松浦議長  
高杉総務課長  
松浦議長  
高杉総務課長  
松浦議長  
青原議員  
松浦議長  
青原議員

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

議長。

総務課長、高杉和義君。

私の方では数というのは把握をしておりません。

他に質疑はありませんか。

議長。

11番 青原敏治君。

先ほど、金行議員さんが聞かれたことなんですが、関連して少し聞いてみたいんですが、台風が来て撤去したよと、また設置をしたということで、さっき、課長の答弁の中では、今の3,700万円の中で済ませたいというふうに聞いとるんですが、いっぱいいっぴいの予算を組んでこれだけのものでやっとられるのに、その費用をどっから捻出されるのかなと、この費用の中でどういうふうにされるのかということ、ちょっと聞いてみたいんですが、よろしく願いします。

松浦議長

ただ今の質問に対し答弁を求めます。

高杉総務課長  
松浦議長  
高杉総務課長

議長。

総務課長 高杉和義君。

予算の中では非常に厳しい予算の査定をいただきまして、計上をいたしておるわけです。ただ、県から入ってくる補助金、委託料が3,700万だろうというふうな前提のもとに、この予算をそれぞれつけております。

ただ、今回台風等によって、それぞれ私どもの選管もそうですが、他のところもそういうふうな被害があるという報告をされておりますので、追加費用等も考えられるということの中での整理を、できるんじゃないかという気がいたしますし、もし仮にそれが難しいということになりますと、もう一度、この費用の中を再チェックをして、その予算の執行に厳正にあたってまいりたいと、こう考えております。

青原議員  
松浦議長  
青原議員

議長。

11番 青原敏治君。

先ほど金行議員に答えられた答弁と、今の答弁がちょっと食い違うように思うんですが、どういうことなのか、もう一遍説明をしてもらえますか。これ撤去して設置するということになると、倍の費用がかかるわけですね。そうすると、その費用の内でするということは業者を泣かすのかというふうな思いがするんですが、さっきの金行議員の答弁と今の答弁がちょっと食い違うんで、そのこのとも併せて答弁願います。

松浦議長  
高杉総務課長  
松浦議長  
高杉総務課長

答弁を求めます。

議長。

総務課長 高杉和義君。

今回の台風による被害等は当初この予算の計上、予算をたてる時には、予想をしておりません。そういうふうな関係で、仮に、この費用が捻出されないという時には、改めて、補正等のお願いをいたしたいと、こう考えております。できれば、予算の執行等につきましても、もう一度チェックをいたしまして、再度財源の残った部分がないかということをもうちょっと精査させていただいて、どうしてもという時には、再度、補正予算等をお願いするようになろうかと思っております。

松浦議長

暫時休憩といたします。11時5分、10分間ほど。

~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただ今、青原議員の質問に対して、高杉和義総務課長、再答弁を求めます。

高杉総務課長

まず最初に掲示板の番号と実際の番号が違っていたということでございますが、これにつきましては、その事実が判明した段階で、その

設置しました業者に対して、うちが指示した掲示板の番号での設置をするようにということで、指示をした結果、訂正番号が、訂正になったものと考えております。

それと、ポスターの掲示版の設置、一時的な設置撤去でございますが、ポスター掲示板そのものが、今のところは限られた業者がそれを製造しとるというふうなことで、その代替えがいざという時には間に合いません。その関係で一時的に避難さすことが、この選挙を執行していく上で大事だろうという判断のもとに、一時的な撤去をさせていただきました。

ただ、その設置に、今度撤去して設置する分につきましては、表の1枚のポスターの掲示場、その板そのものでございますから、全体を設置をするということにはなりませんから、経費等も当初、設置撤去でみた費用の倍かかるということではないと、こう考えております。

いずれにいたしましても、それにかかった費用等につきましては、県の方にその経費を要望してまいりたいと、こう考えております。

先ほど答弁いたしました内容と少し違っております。訂正してお詫び申し上げます。

松 浦 議 長  
明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

他に質疑はありませんか。

議長。

1 番 明木一悦君。

節7の賃金ということで、先ほどの説明にありました、前日までの投票ということで、臨時職員を雇う賃金だということで説明を受けましたけど、この場合、直接雇用されたのか。それとも、どこか人材派遣会社等を利用されたのか、ご説明いただきたいと思います。

松 浦 議 長  
高杉総務課長  
松 浦 議 長  
高杉総務課長  
松 浦 議 長

答弁を求めます。

議長。

総務課長 高杉和義君。

期間が短期間でございます。直接、市の方で雇用をいたしました。

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長

これより承認第4号、専決処分した事件の承認についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第60号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

松浦議長

日程第5、議案第60号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長

議長。

松浦議長

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第60号、議案名が安芸高田市税条例の一部を改正する条例でございます。本案は平成17年度の税改正に伴います地方税法等の一部が改正されたことから、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。

この改正は、国において経済の状況は、産業再生と不良債権処理をはじめとする構造改革の推進により、企業収益が大幅に改善され、定率減税が実施された平成11年度当初と比べ著しく好転しているという判断から、景気対策のための特例措置として導入していた定率減税を見直し、定率減税の縮減を実施されるもので、併せて三位一体改革の中で、国地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行うものでございます。具体的には市民税における65歳以上のものに係る非課税措置の廃止で、平成18年度課税分より実施するものでございます。

以上、よろしく審議の上、議決を賜りますようお願いをいたします。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

廣政市民部長

議長。

松浦議長

市民部長 廣政克行君。

廣政市民部長

議案第60号の要点のご説明を申し上げます。予め、説明資料をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、定率減税につきましては、地方税法の改正によるもので、税条例の改正条項ではありませんけれども、現行は4万円を限度額として、税額の15%を控除することになっております。平成18年度より2万円を限度といたしまして、税額の7.5%を控除することになりましたので報告をいたします。

それでは、資料の1ページ目の市民税についての改正を説明いたします。改正条項の24条第1項第2号であります。規定の内容は、個人市民税の非課税の範囲の規定でありまして、改正の内容は年齢65歳以上のもので、前年の合計所得が125万円以下のものについては非課税としていたものを、課税の対象とするものであります。平成18年度分より課税となりますけれども、経過措置といたしまして、平成17年1月1日現在満年齢65歳以上で、かつ前年の合計所得が1

25万円以下のものについては、平成18年度分は、所得割均等割とも算出税額の3分の2を減額いたしまして、平成19年度においては、3分の1を減額することとなっております。なお、退職手当については対象となりません。

次に36条の2、第1項、第3項であります。規定の内容が個人市民税の申告についての規定であります。改正の内容は、給与支払者の給与支払報告書の提出義務について、年度中途の退職者についても、支払い金額30万円を超えるものについては、給与支払報告書の提出を義務づけたものであります。これにつきましては、フリーターの増加など、雇用体系の多様化、雇用の流動化に対応するもので、平成18年支払いから対象となります。

続きまして、附則第8条第1項であります。規定の内容は肉用牛の売却による事業所得に関わる市民税課税の免税について規定されているものであります。改正の内容は本規定の対象年度を3年間延長し、平成21年度までとするものであります。

次に附則第16条の4、第1項、第2項であります。地方税法改正によります。字句の整理であります。

附則第19条第1項から第5項について、規定の内容は株式等の譲渡所得に係る市民税の課税の特例について規定してあります。現在、適用停止となっております。公開株式の譲渡所得に係る所得を2分の1にすることの特例措置が、平成18年分より廃止されることになりまして、該当条項であります第2項を抹消いたしました。その結果、各項におけます関連条項の異動と字句の整理を行ったものであります。

次に新設附則第19条の2であります。本規定は新たに定められたもので、規定の内容は特定管理株式が価値を失った場合の株式の譲渡所得等の課税について定めたものであります。内容は特定口座で管理されていた株式の無価値化によります損失を、株式等の譲渡損失とみなしまして、損失処理の対象としたものであります。平成17年4月1日以降に発生したものが対象となります。

続きまして、附則第19条の2、附則第19条の3は、附則第19条の2が新たに創設されたためによります。条項の異動と、今回の改正に伴います字句の整理であります。

附則第19条の4は、当該条を抹消するものであります。

附則第19条の5は、今回の改正に伴います字句の整理であります。

次に、附則20条についてであります。規定の内容は、特定中小会社が発行しました株式の譲渡の課税についての特例について、規定してあります。改正の内容につきましては、今回の改正に伴います条項異動と字句の整理であります。

なお、施行日につきましては、第24条、第36条、附則第19条の新設の附則第19条の2、附則第19条の2から附則第19条の5、附則第20条並びに改正附則第2条2項から9項までは、平成18年

1月1日となります。

続きまして、固定資産税関係の改正についてご説明をいたします。

この度の改正につきましては、震災等自然災害によります避難指示が長期に及ぶ状況が増え、家屋等の復旧ができない状況が近年続いていると、災害後の固定資産税に係ります特例措置の適応が困難な状況が生まれるなど、不都合が生じてきているとされております。

このような状況を踏まえまして、避難が長期に及ぶ場合の固定資産税について、対策が講じられたものであります。

改正条項第63条の3第2項であります。規定の内容は、区分所有家屋の敷地の被災許容土地の税額按分の申し出について規定してあります。改正の内容につきましては、被災後2年間家屋が滅失した共用土地について、申し出による按分で課税される規定を、避難解除後3年間対象とすることを加えたものであります。

次に74条の2第1項関係についてであります。規定の内容は被災住宅用地の住宅用地の特例の適用について規定してあります。改正の内容につきましては、被災後2年間被災によります居住用住宅が、滅失した土地について住宅用地の特例の適用がされておりますが、避難解除後3年間まで対象とすることを加えたものであります。

終わりに附則第10条の3第1項、第2項であります。規定の内容につきましては、阪神淡路大震災に係ります固定資産税の特例適応の申告について規定してあります。改正の内容につきましては、復興支援のための税負担の軽減措置であり、現状を踏まえ、平成20年度まで適応期間の延長をされたものであります。

固定資産税に関する改正条項につきましては、公布の日から施行いたします。平成17年度分から適用いたします。

なお、議案第60号の4ページ、5ページの中盤になりますけども、日付空欄につきましては、可決の日といたしますので、ご了承いただきたいとこのように思います。

以上、税条例の改正についてご説明を終わります。

松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員

10番熊高です。税条例の改正ということですが、先ほど市長の方から議案の提案理由で、国の方の示した流れということで、経済が上向きになってきたと、そういう流れの中で、65歳以上の減免を課税にするというような趣旨で説明されたと思うんですが、そういった全国的には状況であるというふうな動きなんではしょうけども、そうしてみれば、安芸高田市の経済状況、こういったものは、全国の指標に比べてどういう状況になっておるのか。全国と同じような状況という

のは考えにくいわけですが、安芸高田市とすれば現状はどうであるか。それによって国が示した条例変更であるというふうにしても、市としては、このまますんなり受け入れて提案されたということですが、そういった状況をどのように市長は把握をされ、判断をされて、この議案を提案されたのかというところを、少しお聞きしたいと思います。

松 浦 議 長  
児 玉 市 長  
松 浦 議 長  
児 玉 市 長

ただ今の質疑に答弁を求めます。

議長。

市長、児玉更太郎君。

今回の税条例の改正については、国はただ今ご質問のように、景気回復ということを認めてのこの改正ということでございます。

しかし、我々としては、この地方の実態というのは、必ずしも国が示す景気回復の指標どおりにはいっていないと、こういう判断を我々はしています。具体的には、指標がそうするといくらになつとということ、ちょっとまだつかんでおりませんが、我々が経験的な感じとしては、やはりまだ地方は回復が遅いと認識をしております。

そういうことで、今回国の税条例の改正でございますので、これをしないというわけにはいきませんが、我々としては、あくまでも景気回復に努力をすると、そういう認識で取り組んでいきたいというふうに思います。

熊 高 議 員  
松 浦 議 長  
熊 高 議 員

議長。

はい。10番 熊高昌三君。

はい。市長のご答弁のように私も考えますが、できれば、こういった機会に、市の経済状況も全国の指標に比べてどうか、把握をしてみるいいチャンスかなと思いますので、かなりいろんな数値というのが取り方によっては色んなかたちで出ると思いますが、せっかくの機会ですからそういった指標というの、我々もぜひ知りたいという思いがしますので、全国に比べてどうなのかというのを今後聞かせていただく機会をつくっていただけたらと思いますし、まあ当然18年、19年というふうに、移行期間というようなかたちもありますので、すぐどうこうという影響というの少ないと思いますが、やはり、安芸高田市という自治体として、市民の状況をどういうふうに把握するかということも大事だと思いますので、そこらの取り組みもぜひお願いしたいと思います。

松 浦 議 長  
児 玉 市 長

答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

ただ今のご質問に対して、どういう方法で指標をつかんでいくかというのは、やはり専門的な問題でもございますので、今から十分に研究していかないといいん問題だと思いますが、今ご意見のとおり、我々としても、主体的にこの地域がどうなつとるのかというのは、調査の必要があろうというふうに考えて、その方向で研究していきたいと思

います。

松 浦 議 長  
明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

1 番 明木一悦君。

はい。今、ただ今市長の答弁がありましたけど、実際にこの国としてですね、定額税率化ということですので、進めている。で、景気の回復を見ているということで、安芸高田市においてはどうかとありましたけど、やはり国に準じてそれを行っていく必要があります、景気の回復の方を努力していくという答弁があったと思われるんですけど、しかしですね、景気回復を努力していくと言われましてもですね、非常にまだまだ地方においては厳しいものがあると感じます。で、この実際に経過措置もとられているわけですけど、3年後の平成20年からですねこれは、例えば、百歳の超高齢者の方がですね、125万以下の収入があったとしても、これは課税をされていくわけです。そうならばですね、やはりそういう超高齢者、または障害をかかえられる高齢者の方、そしてやっぱり先行き不安な年金生活者だけの方という方々がいらっしゃいます。そういう方にはやはり、生活費、食費、交通費とかですとかね、特に地方では交通費がかかります。どこに行くにしてもですね、安芸高田市内に公共交通なんてありません。そういう交通費まで捻出しなければいけない。医療費もかかってきます。

当然そういう中で、無差別にですね、市税を取っていくというかたちはですね、やはり、この協働のまちづくりと言われている安芸高田市にとっては、ふさわしくないんじゃないのかなと感じます。

やはり、弱者に対する配慮が安芸高田市の特徴特色として必要ではないかと感じます。そこで安芸高田市にあった考え方を、もう少し練って条例化にするにしても、国に沿ったかたちじゃなくても、特色のあるかたちのものをつくっていくことが大事だと感じますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

松 浦 議 長

答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

国の示した条例をそのまま安芸高田市として採用するかどうかという判断というのは、ちょっと私も今まで経験したことがございませんので、ちょっと研究をさせていただきたいと、このように思います。

まあ、それ以外の弱者対策というのは、当然、我々としてはやっていかんやけん問題であろうと、このように思いますので、議員さんおしゃるとおりの、今後、特に地方での弱者対策というのは、我々としても真剣に取り組んでいく必要があると思います。

明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

議長。

はい。1 番 明木一悦君。

はい。であればですね、ぜひそのあたりをもう少し研究していただいでですね、まあ、特区というかたちもとれるでしょうし、いろんな

ことがとれると思います。

特に、高齢者に繋がる安芸高田市です。そういう中で、ぜひそのあたりをもう少しお考えになって、例えば、経過措置についてもですね、こういうかたちを取るのではなくて、もう少し景気回復に努力をされるということであればですね、5年間ぐらいの経過措置をもってその時の状況を見て、またこの条例を提案していくというかたちもとれると考えます。

ぜひ、その辺に対してももう少し努力していただきたいということをお願いするとともに、これについては付託をされると思うんですけど、そのあたりぜひ常任委員会の方でもぜひ協議をしていただきたいと思っています。

答弁いりません。

松 浦 議 長  
杉 原 議 員  
松 浦 議 長  
杉 原 議 員

他に質疑はありませんか。

議長。

13番 杉原洋君。

はい、13番。ちょっとお尋ねするんですが、肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例や、3年間ほど措置をされるわけではありますが、国保税についてのこういった措置というのはとっていただけないか。また、国保については今までないんですよね。こちらあたりは、どういったわけで適応にならないのかということをお尋ねしてみます。

松 浦 議 長

はい。市民部長 廣政克行君。

答弁を求めます。

廣政市民部長

市税と国保税の関係でありますけど、市税は先ほどございますように、基本的な条例を設置してそれぞれ特例処置等を設けて対処していくところでございます。

国保につきましては、ご承知のように資産と所得というひとつのかたちをとっていますので、原則的にはそういう一つの特例処置は設けてないということでございます。

要するに所得と資産と均等、それぞれ半分ずつの算出を設けておりますので、そういった点は国保の方では対応できてないこのように。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、所管の文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案については文教厚生常任委員会に付託して審査するこ

とに決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第61号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例

松浦議長 日程第6、議案第61号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第61号、議案名が安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、国民健康保険税と固定資産税の納期につきまして、7月と2月の納期が重複をいたしておりましたことから、納税者の皆さんから納期の変更による負担軽減を求める意見が多く寄せられていました。

つきましては、納税者の負担軽減をはかるため、可能な範囲内で納期を変更し、対応をしていくものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

松浦議長 市民部長 廣政克行君。

廣政市民部長 議案第61号の要点のご説明をいたします。

先ほどの資料の3ページ目になりますけども、市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税と、それぞれ納期を定めた表がございます。

合併をいたしまして1年間、収納事務を執行してまいりましたけども、その間、納税者の方々から固定資産税と国保税が重複する月に負担を感じているという声を多くお聞きいたしました。そのことによりまして、今回、国保税の8期を2月から3月に改正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

松浦議長 お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長  
松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第61号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第62号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

日程第7、議案第62号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第62号、議案名が安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、安芸高田市火災予防条例に規定をしておりますボイラーの構造基準としての遮熱剤から、石綿を除去するものでございます。また、火災警報の発令中において、火の使用制限といたしまして山林等での喫煙について所要の規制を行い、林野火災発生の低減をはかるものでございます。

以上、よろしく願います。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

村 上 消 防 長

議長。

松 浦 議 長

消防長 村上紘君。

村 上 消 防 長

失礼をいたします。それでは要点のご説明を申し上げます。

お手元の方に新旧対称表をつけておりますが、その第4条にかかります、条文の一部改正でございます。石綿、せきめん、俗に言います現在いろいろと問題視されております、アスベストに関わることでございますが、それを、条文から削除してしまうということがひとつでございます。

もう一件につきましては、全国的に山林火災の原因となっておりますものに、タバコが非常に多いという検討委員会から消防庁に答申されたものを受けまして、国の消防庁の方が、全国の市町村の火災予防条例の中でタバコの制限をできるようにと、条例改正の指導がございまして、市長がその地域を指定することによって、気象条件の厳しい折にはその地域内でのタバコを禁止するということが、織り込める条文を改正をさしていただくものでございます。29条の中の4項以下5、6を一項ずつ下げまして、4項の後に新たな条文を入れさせていただくものでございます。

松 浦 議 長 よろしくお願いいたします。  
これをもって要点の説明を終わります。  
お諮りします。  
本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕  
松 浦 議 長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
松 浦 議 長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊 高 議 員 議長。  
松 浦 議 長 10番 熊高昌三君。  
熊 高 議 員 はい、10番です。

アスベストについては、今ほんとに注目されている案件でございますが、その部分を当然のように取られたということですが、現況の状況というのは、どの程度把握されているのか分かりませんが、そこらの関係を含めて、市の方ではどんなふうな対応をされておられるのか、その辺の取り組みの状況もあらうと思います。まあ、一般質問等も出ておりますので、簡単で結構ですので、その辺の状況というのもお聞かせ願いたいと思います。

それと、29条の山林原野等の喫煙の禁止ですか、市長が指定できるということですが、具体的に何か考えておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

松 浦 議 長 ただ今の質疑に答弁を求めます。  
消防長 村上紘君。

村上消防長 議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

アスベスト、要するに石綿のこの条文に該当する対象物等の状況については、消防の方としては現状、状況把握を今のところしておりません。

次に山林火災の制限の問題ですが、県下的に条例改正どこもしているところがございます。県下の状況等も踏まえながら、安芸高田市の現状から見た場合に、どういう場所に指定をしたらいいかということも検討していかなくちゃいけないだろうと思っております。

ただ、指定をする場合のひとつの要件としましては、火災が一旦発生しますと延焼拡大が非常に見込まれる場所、または気象条件が劣悪な状況になりやすい場所、例えば、風の吹き具合そういうものなんかを参考にしながら今後指定をしていかなければならないと思っておりますが、今、具体的にどの場所を指定するというのは現状ではまだ考えておりません。

松 浦 議 長 以上です。  
他に質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕  
松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第62号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する  
条例の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕  
起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第8 議案第63号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

松浦議長 日程第8、議案第63号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予  
算第3号についての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます  
市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第63号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第3号で  
ございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9、  
396万8,000円を追加し、予算の総額を232億6,444万円  
とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税1億5,181万円、分担金及び負  
担金478万5,000円、国庫支出金1,555万3,000円、県支  
出金が4,668万8,000円、繰入金5,904万4,000円、諸  
収入が728万8,000円、市債が880万円をそれぞれ追加するも  
のでございます。

歳出につきましては、議会費が120万円、総務費6,085万4、  
000円、民生費が2,922万2,000円、衛生費が1,939万9、  
000円、農林水産業費が7,775万2,000円、商工費288万  
3,000円、土木費4,024万円、消防費100万円、教育費3、  
594万4,000円、災害復旧費が2,547万4,000円をそれぞ  
れ追加するものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、県道改良事業費用とし  
て、2,040万円の債務負担の追加をいたすものでございます。

地方債の補正につきましては、その借入限度額を38億8,340万  
円と定めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

新川総務部長  
松浦議長  
新川総務部長

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

議長。

総務部長 新川文雄君。

要点のご説明をいたします。

一般会計補正予算の10ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、10款の地方交付税でございます。平成17年度の普通交付税交付額が8月に決定いたしましたことから、このたび、普通交付税を1億5,181万円増額するもので、当市の本年度の普通交付税決定額は、83億2,181万円で、昨年度の交付額と比較すると2.7%、2億1,534万4,000円の伸びとなっております。

次に、12款の分担金及び負担金、1項の分担金286万6,000円の増額は、老朽ため池改良工事受益者分担金60万円、農業用施設、農地災害発生に伴う受益者分担金226万6,000円の増額でございます。

続きまして2項の負担金でございます。191万9,000円の増額は、老人ホームの入所者増に伴います、老人保護措置費負担金の増額でございます。

次に11ページの、14款の国庫支出金、1項の国庫負担金893万2,000円の増額は、老人保護措置費過年度分国庫負担金514万5,000円、児童扶養手当該当者の増に伴います児童扶養手当負担金378万7,000円を増額するものでございます。

2項の国庫補助金382万1,000円の増額は、公営住宅家賃収入補助金、地域住宅交付金を増額するものでございます。

続きまして、3項の委託金280万円の増額は、学校耐震化計画策定委託金を計上するものでございます。

続きまして12ページをお願いします。15款の県支出金の2項の県補助金、1目の総務費県補助金38万4,000円は、自治振興市民フォーラム開催経費等に充当します新しい住民自治システム構築の支援事業補助金を計上するものでございます。2目の民生費県補助金14万5,000円は、知的障害者福祉事業、法定・後見制度利用事業に充当する介護予防・生活支援対策事業費補助金を追加するものでございます。3目の衛生費補助金18万4,000円は、対象者の増による精神障害者就労促進事業費補助金の増でございます。4目の農林水産業費県補助金3,118万6,000円はソーセージ加工施設。また、そば加工機械整備費助成事業に充当いたします新農林水産活性化支援事業補助金858万6,000円、水耕ネギハウス栽培に伴います整備補助金に充当する生産振興総合対策事業補助金860万円、林道作業道開設補助金に充当する林道整備費補助金1,220万円の増額が主なものでございます。5目の土木費県補助金53万1,000円の減額は、老朽住宅除去等補助金の廃止によるものでございます。7目の災

害復旧費県補助金 1,442 万円は農業用施設、農地災害復旧費県補助金を計上するものでございます。

3 項の委託金 90 万円の増額は、教育費の豊かな体験活動推進事業委託金を計上するものでございます。

続きまして 13 ページをお願いいたします。18 款の繰入金、1 項の特別会計繰入金 4,791 万 3,000 円の増額は、いずれも当該特別会計の前年度事業の純繰越金を一般会計に精算繰り入れするものでございます。

3 項の基金繰入金 1,113 万 1,000 円の増額は、たかみや湯の森施設改修費に充当いたします、たかみや湯の森管理基金を繰入するものでございます。

14 ページをお願いいたします。20 款の諸収入、5 項の雑入 728 万 8,000 円の増額は、公共施設の雷被害改修費に充当します災害共済金として、管財課関係雑入を 600 万円増額。また農地利用集積実践事業補助金返還金といたしまして地域営農課関係雑入 28 万 8,000 円。日本防火協会から防火広報用器材助成金として、消防本部関係雑入 100 万円を計上するものでございます。

次に 21 款の市債でございます。880 万円の増額は、農林災害の発生に伴います農林災害債を追加するものでございます。

続きましては 15 ページの歳出でございますが、1 款の議会費 120 万円の増額は、葬斎場建設調査特別委員会設置に伴います視察研修旅費を計上するものでございます。

2 款の総務費、1 項の総務管理費、5 目の財産管理費は 1,868 万 4,000 円の増額で、説明欄に掲げております財産管理総務費 397 万円の増額は、公共施設アスベスト調査費 200 万円、市有地分筆測量委託費 140 万円、旧根野小学校体育館・解体撤去設計委託を 50 万円を計上するものでございます。庁舎管理費につきましては、1,296 万 4,000 円の増額につきましては、八千代支所等の外壁修繕工事費。また、雷に伴います高宮支所の電話交換機、空調費 67 万 9,000 円。また、美土里支所付属棟屋根修繕工事負担金 50 万 5,000 円の増額が主なものでございます。基幹集会所管理費 175 万円の増額は、吉田町迫三丁の集会所の小規模集会所設置改修費補助金を計上するものでございます。6 目の基金管理費 892 万 4,000 円の増額は、財政調整基金を積み立てるものでございます。10 目の諸費 1,100 万円の増額は、法人市民税の確定申告に伴います予定申告納付法人の市税還付金を、増額するものでございます。続きまして 11 目の行政情報処理費 1,326 万 8,000 円の増額は、法改正に伴います電算の国民年金システム改修費、平成 18 年度固定資産税の評価替えに伴いますシステム連携。また、報酬賃金支払関係の財務会計・源泉所得税登録システム改修費、市民税システム改修費等を計上するものでございます。12 目の自治振興費 835 万 6,000 円の増額は、

湯の森の基金を財源として実施いたします、たかみや湯の森施設改修費の計上が主なものでございます。

次に16ページでございます。13目の地籍調査費は歳出費目の組み替えを行ってございます。

3項の戸籍住民基本台帳費62万2,000円の増額は、裁断機(シュレッダー)の買い替えでございます。

続きまして、17ページの、3款の民生費、1項の社会福祉費、2目の身体障害者福祉費及び3目の知的障害者福祉費は、費目の組み替えでございます。4目の老人福祉費1,747万6,000円の増額は、緊急通報システム修繕費28万円、老人ホーム入所者増に伴う老人保護措置費委託料638万2,000円、前年度の在宅福祉事業費県補助金の精算返納償還金1,081万4,000円を増額するものでございます。7目の人権推進費90万円の増額は、地区集会所施設整備の補助金として、吉田町山手集会所改修補助金を計上するものでございます。9目の福祉センター費297万5,000円の増額は、高宮福寿荘の白アリ駆除費、ロビーエアコン設置工事費等の施設改修費を計上するものでございます。10目の社会福祉施設費60万円の増額は、高宮高齢者生産活動センターの、みそ加工施設排水修繕費を計上するものでございます。

2項の児童福祉費、2目の保育所費は207万4,000円の増額で、説明欄に掲げております保育所運営費・吉田保育所52万1,000円の増額は、各備品の老朽化による幼児用椅子、幼児用の冷蔵庫、ガスオープン購入費でございます。18ページをお願いいたします。説明欄にかかっていますように、ひまわり保育所8万7,000円は、給水施設修繕費。また、くるはら保育所20万円は、園庭の真砂土購入費。また、ふなさ保育所63万3,000円及びかわね保育所63万3,000円の増額は、暖房機器買い替え経費を計上するものでございます。3目の児童手当費14万7,000円の増額は、前年度の児童手当補助金国県補助金の精算返納金を計上するものでございます。4目の児童扶養手当費505万円の増額は、児童扶養手当該当者の増による扶助費の増額でございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費8万6,000円の増額は、川根地区の患者輸送車運行日の増による運転委託費の増額でございます。2目の精神保健費36万9,000円の増額につきましては、対象者1名増に伴い、精神障害者就労促進事業補助金を増額するものでございます。7目の環境衛生費881万3,000円の増額は、不法投棄等の禁止看板設置費といたしまして、需用費に23万7,000円の増額、簡易水道事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計への繰出金842万9,000円の増額が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。8目の診療所費は、849万1,000

0円の増額で、美土里歯科診療所611万3,000円につきましては、施設修繕工事費243万6,000円、医療機器購入費378万円の計上が主なものでございます。川根診療所72万3,000円は、冷暖房機購入費の計上でございます。また、佐々部診療所165万5,000円は、簡易水道継ぎ込み工事、屋根雨樋修繕費を計上いたしております。次に9目の火葬場費でございますが、67万8,000円の増額は、各火葬場に伴います、修繕工事費を増額するものでございます。

2項の清掃費の、1目の塵芥処理費96万2,000円の増額につきましては、廃プラスチックの撤去処理費用といたしまして芸北広域環境施設組合負担金を増額するものでございます。

20ページをお願いします。6款の農林水産業費でございますが、1項の農業費、2目の農業総務費1,226万5,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の増でございます。3目の農業振興費3,061万9,000円の増額は、中山間直接支払事業。また、それに伴いますデータ等作成業務委託料450万円。農業振興事業費として、(株)虹の農場にソーセージ加工機械整備補助金1,437万2,000円。農事組合法人「えーのー」に、そば加工機械整備を140万円の計上。また、水耕ネギハウス整備補助金を860万円の増額。また、有害鳥獣対策補助金を200万円増額するものでございます。4目の畜産振興費301万円の増額につきましては、説明欄の中に掲げておりますように、畜産総務費7万2,000円は、高宮実験牧場フォークリフトの点検費用についてでございます。また、畜産振興事業につきましての67万4,000円は、安芸高田市家畜共進会への出展頭数増によります委託費の増額15万円。また、堆肥ストックポイント整備補助金50万円を計上するものでございます。家畜排せつ物リサイクル施設運営事業費といたしまして226万4,000円は、美土里の堆肥センターの修繕費。また、管理に伴います委託費の増額100万円、高宮堆肥センター落雷によります施設修繕費37万8,000円、甲田堆肥センターによります法定点検費用、仮設トイレ等の整備26万6,000円の増額が主なものでございます。5目の地域営農費でございます。789万7,000円の増額は、水耕ネギ栽培環境制御機器借り上げ料63万円、農業機械導入助成金6件分300万円の増額、パイプハウス助成事業といたしましての12件分、447万1,000円の増額が主なものでございます。21ページの、6目の農村整備費は、1,044万1,000円の増額は、農村整備総務管理費46万8,000円につきましては、農道中馬線再評価業務委託費168万円、小災害復旧事業補助金300万円を増額するものでございます。公園等維持管理費276万1,000円は、大狩山公園の水路補修また管理棟ボーリング工事費231万7,000円、シャクナゲ公園土地借り上げ料20万円を計上するものでございます。小規模農業基盤整備事業300万円は、高宮の老朽ため池改良工事2件を追加するもので

ございます。2項の林業費、4目の林道整備事業費につきましては、1,352万円の増額は、林道除草業務委託料を132万円増額、県の補助を受けて実施いたします林道作業道整備補助金1,220万円を計上するものでございます。

22ページをお願いいたします。7款の商工費でございます。1項の商工費、2目の商工業振興費75万円の増額。また、商工会観光振興事業補助金30万円。これにつきましては、向原の振興補助金の方に計上するものでございます。3目の観光費につきましては213万3,000円の増額、説明欄の観光振興総務管理費として46万8,000円は、観光協会補助金を増額するものでございます。なお、委託料の300万円の減額でございますが、当初予算において県観光キャンペーンの一環として芸北さとやまバス運行委託費を計上していたものを、19節の負担金補助及び交付金に300万円を組み替えるものでございます。また、サンフレ支援事業費96万4,000円をいたすものでございます。続きまして、観光振興施設運営費の郡山公園の43万9,000円は、街灯修繕費の計上でございます。八千代町いこいの森キャンプ場26万2,000円につきましては、管理用トイレ等の修繕費の計上でございます。

続きまして8款の土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費の78万円でございますが、老朽住宅除去促進事業補助金の増額でございます。

23ページをお願いいたします。2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費227万1,000円の減額は、3目の道路新設改良費に事業費支弁として給料を増額補正することから、相当額を減額するものでございます。2目の道路維持1,265万4,000円の増額は、市道におきます舗装、路肩補修等の維持補修費を増額するものでございます。3目の道路新設改良費1,620万円の増額は、県委託・県道改良事業費を増額するもので、三次江津線、中北川根線の事業費の増額でございます。なお、国庫補助事業、地方特定整備事業費につきましては、事業費の調整に伴う節の組み替えを行ってございます。

4項の都市計画費、2目の公共下水道費685万4,000円の増額は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の増額でございます。

続きまして24ページお願いします。5項の住宅費、1目の住宅管理費93万3,000円の増額は、市営住宅修繕費81万9,000円、水質検査委託、住宅団地図作成委託料100万円の増額が主なものでございます。2目の住宅建設費509万円の増額は、公営住宅取り壊し工事。また、住宅移転補償費を増額するものでございます。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費100万円の増額は、日本防火協会の助成金を受けて実施いたします防火広報用視聴覚備品購入費を計上するものでございます。

25ページをお願いいたします。10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費は、62万8,000円の増額につきましては、事務局総務管理費増額。また、学校教育課職員育休代替賃金6ヶ月分を計上するものでございます。学校管理費事務局分は、99万2,000円の減額でございますが、入札の結果、学校耐震診断業務委託料を300万円減額し、各学校のアスベスト対策経費といたしまして、定量分析検査経費189万円。また、学校耐震化推進計画策定経費事務費11万8,000円を増額するものでございます。豊かな体験活動推進事業費90万円につきましては、国の委託を受け、命の大切さを学ばせる体験活動に関する調査研究事業費を計上するものでございます。

2項の小学校管理費につきましては、286万6,000円の増額は、次の26ページをお願いいたします。小学校管理費・事務局分99万4,000円は、小学校施設のアスベスト除去費70万2,000円。小学校3校の屋内消火栓ホース取替え経費29万2,000円を計上するものでございます。可愛小学校101万3,000円は、光熱水費を増額するものでございます。刈田小学校7万7,000円は、図書館等の修繕費、美土里小学校、6万8,000円及び来原小学校7万9,000円につきましては、地下タンク整備点検委託費の増額。甲立小学校63万5,000円につきましては、バス路線廃止によるスクールバス運転業務委託費の計上が主なものでございます。3項の中学校費でございます。1目の学校管理費の2,310万9,000円の増額は、4校の屋内消火栓ホース取り替え経費。また、48万9,000円、学校修繕工事費1,000万円、中学校施設のアスベスト除去経費1,250万円、甲田中学校のプロパン庫等の修繕費12万円を増額するものでございます。

27ページの4項の幼稚園費67万5,000円の増額は、吉田幼稚園のアスベスト除去費用を計上するものでございます。

続きまして、5項の社会教育費、1目の社会教育総務費12万円の増額は、2目の各公民館費に計上してありました芸北地区公民館連絡協議会負担金を、社会教育総務費に一括計上するものでございます。2目の公民館費201万7,000円の増額は、新施設建設に伴います吉田公民館解体工事が当初見込みより遅れると申しましょるか、それに伴い吉田公民館の宿日直委託費等を追加するものでございます。他の公民館費の減額につきましては、先ほどご説明申しましたとおり、芸北地区公民館連絡協議会負担金を社会教育総務費に一括計上することによるものでございます。6目の文化施設費は、202万9,000円の増額でございますが、文化創造センター115万5,000円の増額は、雨漏り修繕工事費。また、田園パラッツオ42万8,000円の増額は、印刷製本費30万円、施設修繕費17万8,000円、広島県の美術展巡回負担金10万円を増額するものでございます。若者定住センターミュージズ44万6,000円の増額につきましては、空調機器、

天井等の修繕費を増額するものでございます。

28ページをお願いいたします。6項の保健体育費、2目の学校給食費は、350万4,000円の増額につきましては、吉田学校給食センター256万3,000円の増額は、食器洗浄器等修繕費53万5,000円、雨漏り屋根修繕工事費200万円等を追加するものでございます。八千代学校給食センター39万9,000円の増額につきましては、施設法面修繕工事費を計上するものでございます。美土里学校給食調理場30万5,000円の増額は、給水施設修繕費を計上するものでございます。向原学校給食センター23万7,000円の増額は、給水ピット等の修繕費を計上するものでございます。3目の体育施設費99万6,000円の増額でございますが、体育施設総務管理費といたしまして200万円の増額につきましては、吉田温水プール管理道舗装等の工事費を計上するものでございます。総合運動場53万4,000円につきましては、吉田運動公園体育館のバスケットゴール修繕費を計上するものでございます。グラウンド30万円につきましては、小原多目的広場のバックネットのコンセント修繕費を計上するものでございます。プール16万2,000円の増額は、温水プールモニターカメラ等の移設費等の計上でございます。B&Gの海洋センター200万円の減額は、改修工事費に伴います減額、充当しとりました工事費の減額でございます。

款11の災害復旧費、1目の農林水産施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費1,544万6,000円の増額でございますが、7月の梅雨前線被害による農地災害6件、29ページにつきましては、2目の農業用施設災害復旧費1,002万8,000円の増額で、施設災害2件の計上をいたすものでございます。

5ページに戻っていただきたいと思っております。債務負担行為の補正でございます。県委託、県道改良事業、一般県道中北川根線改良工事の用地費、補償費費用といたしまして、平成17年度から平成18年度までの期間で、平成18年度分の債務負担行為の限度額を2,040万円と定めるものでございます。

6ページの、第3表の地方債補正でございますが、災害復旧事業債を880万円増額し、補正後の借入限度額を38億8,340万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

この際、1時15分まで休憩とします。

~~~~~

午後 0時15分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより質疑に入ります。

1番 明木一悦君。

明木議員 はい。今回大きな補正予算が出てきてるわけですけど、前回から予算に関する、もしくは決算に関する時については、説明資料を用意していただくように各議員が申し出をしたと思います。

そのあたりの対応はどのようになっているんでしょうか。

松浦議員 答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 はい。補正予算の案件でございます。いろいろこの補正予算につきましては、当初予算につきましては、年間通してのという基本的な性質の中で計上させていただいてるわけでございますが、個々にわたります補正予算の内容につきましては、説明資料という状況の中で歳出の方もある程度事業別の予算ということで計上させていただいております。

そういうことで、全般にわたるといってわけではございませんので、そういう様式の中で説明資料の中で説明させていただきます。説明資料のいろいろなかたちもございますが、当初予算の考え方においては、多少そこらが複雑化してくると思います。

まあ、今回は、限られたかたちの中で予算の補正というわけでございますので、その説明事項の方でご理解いただきたいと思います。

松浦議長 他に質疑ありませんか。

はい、9番 松村ユキミさん。

松村議員 はい、9番。2点ほどお尋ねをいたします。

17ページの老人福祉費なんですが、その中で在宅福祉事業費1,109万4,000円でございますが、これの説明によりますと、緊急通報システムの取り替えと伺ったように思うんですが、今、安芸高田市、合併をいたしまして1年半を経過するわけですが、各6町におきますこの通報システムの町ごとの今の状況と、取り替えの部分の内容説明をお願いしたいと思います。

更に25ページでございますが、豊かな体験活動推進事業費として90万円でございますね。これは、国の委託を受けて命の尊さ大切さ、そういうことを説明いただいたわけですが、これは小学校13校、中学校6校でございますが、この中で、希望校に指定をして進められるのか、どういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、2点お願いします。

松浦議長

はい。答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。ただ今の松村議員さんの質疑の方で、緊急通報システムの関係でございますけれど、今回補正させていただいたのは8件でございます。それで、全体での各町の設置につきまして、誠に申しわけございませんけど、後ほど報告させていただきたいと思います。すみません。

松浦議長

はい。引き続き答弁を問います。

教育次長 杉山俊之君。

杉山教育次長

25ページの豊かな体験活動の推進事業のご質問でございますが、この委嘱事業につきましては、県の教育委員会から安芸高田市を指定してまいっております。その中で、小・中19校につきまして、通知をいたしましたところ、そういう体験に取り組んでいる学校ということで、川根小学校と小田小学校と甲田中学校がこの対象で、事業計画をつくっていただいております。それで、一応実践の関係は2年ありまして、今年と来年度にまたがった事業になるかと考えております。

松浦議長

他に質疑ありませんか。

はい。2番 秋田雅朝君。

秋田議員

はい。11ページの学校施設耐震化推進計画等策定事業委託金として280万計上されておりますが、私が聞きたいのは耐震化についてでございますが、7月の終わりでしたか、中国新聞にも出ておりましたけれども、全国的に文科省が調べてみたら、まだまだ耐震化がまだまだ進んでないとそういう記事が出ました。

それから、とりわけ中国地方は広島県が全国で41位で耐震化率というのが41.8%だということが出て、耐震診断率というのは55.8%ということで全国で言えば中間の20位という記事でございましたが、本市におきましての状況はですね、今までもいろいろ取り組まれたと思っておりますけれど、どういう状況になっているのか、1点お伺いいたします。

松浦議長

はい。ただ今の質疑に答弁を求めます。

教育次長 杉山俊之君。

杉山教育次長

耐震化の関係でございますが、当初予算では700万円計上させていただいていただいております。調査の方、今、業務委託で出しておりますけれども、今回の補正につきましては、文科省の方が委嘱事業ということで、280万円の事業費で100%補助ということで、予算の方組み替えさせていただいております。

本市の場合は、一応12校がまだ耐震化されてないということで今、業務委託の方で出させていただいております。

以上です。

松浦議長

はい。2番 秋田雅朝君。

秋田議員 はい。安全・安心という面から考えた時にはですね、やっぱり早くに対応していかなくちゃいけない部分だと思うんですが、何分にも予算の関係ございましょうし、国からのお金の出方もあるとは思いますが、これはやはり早急に対処していただきたいということをお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

松浦議長 はい。他に質疑ありませんか。

はい。1番 明木一悦君。

明木委員 はい。22ページ商工費。まず、ここにある交流支援事業費ということでサンフレ支援事業費が出ていますけど、これはどういう目的のものなのか。

それからですね、16ページ地籍調査費が中で組み替えられているんですけど、これはどういう目的でそういうことが行われているのか、先ほど説明いただいたと思うんですが、もう少し詳細な説明をお願いします。

2つについてお願いします。

松浦議長 はい。まず、ただ今の質疑について答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長 最初の商工関係のサンフレ支援事業費の内容でございます。今回補正を計上させていただきましたのは、サンフレのユースの生徒たちの卒業が毎年ありますが、そのユースの生徒たちへの卒業の記念品の補正の計上を今回させていただいております。

それから、サンフレの案内板の掲示を16年度で設置をさせていただいておったところでございますが、設置場所についての国道交通省からの指導がございまして、移転をしなければならない状況になりました。その移転にかかります移転工事費を、あわせて今回補正を計上をさせていただいております。

以上です。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 16ページの地籍調査事業費の節の組み替えを行っております。このことにつきましては、この地籍調査費目の中で、現在地籍調査事業で、山等の調査に入っておりますけれども、補助対応事業の中で取り組んでおる関係上、この補助金を充当させていただいて、そこにあります需用費、また、委託料を減額させていただき、旅費と使用料、賃借料、また備品購入費の方に充当させていただきとるところでございます。

このことにつきましては、備品につきましては、公用車が老朽化し、その走れないという状態の中で、廃車にせざるを得ない状況もございますので、この事業につきましては、補助対象事業という事業費目のこの中でこうした財源組み替えで事業をさせていただきたいと思いま

す。

松浦議長

はい。他に質疑ありませんか。

はい。1番 明木一悦君。

明木議員

交流支援費ということでユースの記念品と看板移転ということがあったんですけど、その中でですね、どこからどこへそれを移動されるのか。また、これについては先ほど言われましたように、180万円ほど当初予算で出ています。

しかしながら、もうひとつの核であるハンドボール等についてどのような対応をされているのか。今回も23日には日本リーグの大会が甲田町であるわけです、安芸高田市内の。そういう対応についてはどのようにされているのかということと、16ページ総務費の中です、外郭団体補助金について、これは対象はどちらのどこになっているのか。詳細説明と28ページ災害復旧費、農地災害復旧費、対象地の農地、また先ほど件数はありましたけど、その場所、農地用の施設災害復旧費、これについても場所等についてご説明をいただければと思います。

松浦議長

はい。ただ今の質疑に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

サンフレの関係の支援事業についてですが、先ほどありましたように、ハンドボールの大会もごさいます。これらについては、昨年、市内の方にも呼びかけをさせていただきまして、応援等のご案内もさせていただいております。市の職員の方にもそういったメール等の発信もいたしまして、応援等の支援をさせていただこうと、こういった取り組みをさせていただいてるところでございまして。

災害復旧の28ページ、29ページにかかります場所についてのご質問でございまして、農地につきまして、6件を計上させていただいております。このたびは、7月の梅雨前線の災害をあげておりまして、吉田が3件、高宮が2件、向原が1件、それから施設につきましては2件でございまして、高宮の水路が1件、向原の頭首工が1件で、計農地をあわせて8件を計上させていただいております。

松浦議長

続いて答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

16ページの外郭団体補助費815万6,000円でございますが、これは補助費という表現になっておりますので、負担金補助というふうにとらえがちですけれども、外郭団体へ支援をすると、そういう費目であります。

中身であります、たかみや湯の森の、いわゆる工事を行うということでございます。具体的には、喫煙ルーム、いわゆるタバコということについては非常に厳しい状況ですので、喫煙ルームの設置をする。それから、脱衣場の床の張り替え、屋根の樋の修理、それから、塩素注入ポンプ、これを入れ替える。脱衣場のロッカーの鍵、これが壊れ

ましたので、それを取り替えたり、さらには、大広間の畳・障子の張り替え等々の工事費と設計費用を見込んでおるものでございます。

いずれにしましても、いわゆる、お客様を相手にする商売ですので、随時こういうかたちで整備をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長

もうひとつ答弁洩れとる。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

看板の移転の工事につきましてはですね、16年度で設置しておったところでございますが、この設置箇所については、以前にサンフレの啓発看板を設置しておったところに、併設をして設置していくことで工事を進めてきたところでございますが、そこがちょうど54号線の歩道にかかるということで、国交省の方からの移転の指示がありまして、それによって移転をしなければならないということになって、近隣のところを調査、土地を求めまして、今回移転をさせていただくということでございます。

松 浦 議 長

他に質疑はございませんか。

はい。10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

はい。件数が多いんで何件か言いませんので、ページをめくりながら、お聞きしたいと思います。まず5ページの債務負担行為の中北川根線の道路改良工事の用地補償費ということですから、多分これは美土里町側の方の関係が始まるのかなと思いますが、まあ、分駐所を含めて美土里、高宮含めて重要な路線になろうというふうに思いますが、現在のこの用地も含めて、進捗状況、県との関係等こういったものが、どんなふうな状況なのかお聞かせ願いたいと思います。

次に12ページにいけますが、4目の農林水産業費県補助金の関係で新農林水産活性化総合支援事業補助というかたちで総務部長さんの説明でソーセージとかそばとかそういった言葉が出たと思いますが、具体的にどういったことを取り組もうとされてるのか、この件についてお聞かせを願いたいと思います。

それと14ページ、雑入の管財課関係の雑入、わしが聞きも洩らしたんかもわかりませんが、この内容をもう少し、もう一度お教え願いたいと思います。

それから次の15ページ、財産管理費の中で財産管理総務費の中で、アスベストの関係と地籍の測量調査かなんかと言われたと思うんですが、アスベストの方はこれから調査するということでしょうから、それはいいとして、測量を140万円と聞いたと思うんですが、この場所とか具体的な内容を説明願いたいと思います。

それから、16ページ地籍調査費、これは先ほど質問があったこととも関係してくるんですが、地籍調査費、これは、具体的にどこの部分の需用費とか委託料を組み替えて備品購入したのかということをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、18ページ、児童扶養手当、これは人数が増えたということですが、何人に対して505万円の額になっとるんかお知らせをいただきたいと思います。

それと、20ページ5目の地域営農費の営農支援費の中で説明があったと思いますが、ネギの関係とか、そういった農家に対するパイプのパイプハウスですか、そういったものの補助といったことですが、これ、一般財源から出ておりますが、まあ当然、農業支援というのは、安芸高田市としては重要な政策だというふうに思いますが、こういった方針の中でここらをやられておるのか、再度確認をしたいと思います。

飛びまして、27ページ、アスベストの関係を学校関係除去するというふうに既に取り組みをされるという予算ですが、いろいろテレビ、そういったものを見る中で、除去作業自体がですね、かなり危険を伴う作業と思うんですが、ここらの取り組み、当然専門の事業者あたりに発注されるんでしょうけれども、そういった安全の確保については、こういった市は指導なり、考えを持ってこれに取り組まれるのか。特にまあ、学校とか保育所、そういった子どもたちがいる場所での取り組みになろうと思いますので、安全に対しては万全な対策が必要だろうと思うんですが、そこらの取り組みの方向というのはしっかりされているのか、これを確認をしたいと思います。

それから、最後になりますが、28ページ、それぞれ学校施設、28ページ以外にもあるんですが、公共施設の維持管理というかたちで出ておりますが、雨漏りとかそういったことがかなり主要に出ていますが、今年は雨もかなりきつい雨が降ったんで、そういった場所も新たに出てきたんかなと思います。以前、公共施設の維持管理体制といったものに対してしっかりとした方針を出した取り組みという、まあ、日常の管理ですね。こういったことをされたらどうかと申し上げたんですが、それに合わせた基金等を組んではどうかと、以前話をしたと思うんですが、そこらはその後、こういった取り組みをされているんか。まあ、その中でこういったことが出てきたんかどうか、ということですね、そこを確認しておきたいと思います。

以上、何点かは分かりませんが、以上でございます。

松浦議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

まず初めに、建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

ただ今のご質問の、5ページの債務負担行為の関係についてのご質問にお答えします。

県道の委託事業で中北川根線でございますが、全体延長といたしましては、8.3キロメートルでございます。そのうち、主に高宮町側の4キロメートルにつきましては、既に改良が済んでおります。それから、未改良区間が美土里町でほぼ3.6キロメートルでございます。で、この債務負担行為であげておりますのが、美土里町の国道433との

接点付近でございますが、用地補償といたしまして、家屋含めて2戸を予定しております。全体の用地補償を含めまして全体で6,810万円。そのうち17年度分が4,770万円、18年度分が2,040万円ということで、17年度分で7割、18年度分で3割ということで、その3割の相当額2,040万円を債務負担の限度額として、あげさせていただきとります。

今後の状況でございますが、今、議員さんの方からもご質問ございましたように、美土里と高宮を結ぶ非常に重要な路線であるという観点から、ここの用地補償等をするところを早急に整備を進めるとともに、未改良区間につきましては、すべて2車線ということは非常に膨大な費用と期間もかかるということで、緊急性の対応も必要であるという観点から、現道の拡幅あるいは待避所整備、いわゆる、1.5車線的な発想をもとに整備を進めたいと考えており、今後、県とも早急にそこらについてつめていく予定としております。

なお、18年度以降、まだ433沿いに2件ほど家がございますので、これにつきましても引き続き用地の交渉等行っていく予定でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長  
清水産業振興部長

引き続き、産業振興部長 清水盤君。

それでは、12ページの歳入の関係の農業費県補助金の中の新農林水産活性化総合支援事業補助金858万6,000円の内容でございます。この事業は県の補助金を受けます、いわゆる単県事業でございます。ふたつの事業を計上しています。

ひとつは、最初ご説明をいたしました、そば粉を挽く機械の施設の整備でございます。もうひとつは、ソーセージの詰めを行う機械の整備でございます。そば粉を挽く機械につきましては、事業の方は、えーのー夢茶屋の方に整備をする計画でございます。

この2つの計画の事業とも、当初から地域からの要望等もございまして、県の方も補助金の要望をしておったところでございますが、ご存じのように県の方からの予算も大変厳しいということで、なかなか県の方からのいいお話しがなかったわけですが、このたび、補助金の手当をするということをいただきましたので、今回、計上をさせていただきました。

そば粉につきましては、現在、事業実施主体につきましては、JAさんとも協議しながらJAが事業主体になっていただいて、えーのー夢茶屋さんの方がリースで受けていくというようなかたちで事業を実施していくような方向で、現在、協議をしているところでございます。

もう一方のハム、ソーセージの関係の機械整備でございますが、これは、高宮の虹の農場、平成7年から8年にかけて農業構造改善事業で整備をいたしまして、第3セクターで株式会社虹の農場で経営をしている施設でございます。ここで現在、おやき、ハム、ソーセー

ジ、それからパン等の製造をしているわけですが、この分の、ソーセージの部分について、現在、生産量のアップをかねてから要望があったわけですが、ちょうど、この工程の中で腸詰めをして、量を計測する部分を、現在、人力で行っております。その部分が非常に時間的なロスを生じているということで、生産量のアップに支障をきたしているわけですが、この部分を機械化することによって生産量のアップを行って、商品の供給を上げていきたいということで、今回単県事業を受けて実施をしていきたいということで、今回補正を計上しております。

それから、歳出の20ページ、地域営農支援費747万1,000円の内容についてのご質問だったと思いますが、これにつきましては、現在、当初予算でそれぞれ市が独自で支援をしております野菜等生産振興対策事業ならびに地域営農支援事業、野菜等生産振興対策事業は、いわゆるハウス助成の制度でございます。

それと、地域営農支援事業は認定農業者等の育成、担い手等の育成をしていくいわゆる機械施設等の整備に対して、予算の範囲内で助成をする単市の制度でございます。これについてこのたび、ハウス助成で471万4,000円の補正。これは12件分相当にあたると思いますが、補正を計上しております。それから、地域営農支援事業の機械等の助成については、6件相当の300万円を今回補正を計上させていただいております。

このふたつの事業につきましては、それぞれ市の方が農業振興のひとつの核とした市独自の政策として、取り組みをしているところでございます。地域営農支援事業機械助成等につきましては、3年間の期限を切った制度でございます。その中の今年2年目ということでございます。

以上でございます。

松浦議長

続きまして答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

まず、5ページの財産管理の関係でございます。

財産管理につきましては、現在、本年度計画をさせていただいております測量部分につきましては、分割登記を美土里の道の駅周辺の事業が終了している関係で、分割登記を1件させていただきたいと思っております。これが、120万円でございます。それと、八千代湖のダム周辺の明官寺跡地というのがあるわけですが、これは、国交省との境界等の関係として非常に公団等の関係で調整が合わないということもありまして、そうした測量部分におきまして、20万円を計画させていただいております。続きまして、八千代町の元の根野小学校の体育館の解体に伴います測量設計業務委託を、50万円計画させていただいております。その他、嘱託登記関係図書購入を7万円計画しております。

それと、財産管理の関係で、アスベストの調査ということで、市内の公共施設、旧6町の教育委員会の方も調査いたしておりますけれども、市長部局の方で管理をいたしております。そうした施設に伴います、アスベストの調査費を200万円計上いたしておりますところでございます。

続きまして14ページの雑入の関係でございますが、この600万円の補正額の内容でございますが、雷による市町村災害共済保険に加入しております関係で、庁舎管理では高宮支所の空調関係、また電話施設67万9,000円、庁舎関係、外郭団体の施設について、たかみや湯の森の給水ポンプ施設に雷が落ちて96万5,000円、それと、簡易水道特別会計の繰出金になるわけですが397万8,000円、高宮と吉田のそうした施設に雷が落ちたためであります。それと、家畜排出物のリサイクル施設の事業で、高宮のたい肥センター37万8,000円の保険金の共済を受け、合計4件に伴います600万円の収入を見させていただいておりますところでございます。台風に関しましては、一応2分の1ということもあるわけですが、通常、関連のある程度100%の充当ということで共済金を受けておりますので、それぞれの歳出の方に充当をさせていただいておりますところでございます。

続きまして、16ページの地籍調査の内容ということでございますが、当初年度地籍調査につきましては、そうした管財課の方で実施いたしておりますが、6,362万9,000円の全体の補助事業の中で実施させていただいております。現在、高宮、美土里、吉田という3地域における調査を実施いたしておりますが、補助の対象というのは、今の高宮部分と美土里部分で実施いたしております。そうした2地域の補助対象事業の事務費を使用させて、そうした備品に充当をさせていただきとるといった状況であります。

以上です。

松 浦 議 長  
福田福祉保健部長

はい。続きまして、福祉保健部長 福田美恵子さん。

はい。失礼いたします。

18ページの4目の児童扶養手当505万円でございますけれども、これは、何人分のかというご質問でございます。ちなみに、17年度の当初予算におきまして、16年度の見込みの数値をもちまして、当初予算を組んでおりました。その時点で、対象者、これは、父と生計を同じとしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために児童扶養手当を普及し、もって、児童の福祉の増進をはかる方針でございます。母子家庭、母親、または養育者に対しての支給としての方針となっております。

そうした中で当初、159名で予算処置をしておりましたけれども、現在、今年9月で190名の対象者が出ております。それで、ちなみに、それに対する受給者対象児童者数でございますけれども、18歳未満の対象児童者数が267名でございます。そうした中で、当初予算

組ましていただいた中で、現在190名という対象者で、その受給者対象児童者数267名に対しまして、これは、1人目、2人目、3人目とそれぞれ金額が違っております。そうした中で現在190名の対象者がございますので、それを勘案いたしまして、このたび505万円の補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

松浦議長

はい。続きまして、答弁を求めます。

杉山教育次長

教育次長 杉山俊之君。

続きまして、アスベストの関係でございます。アスベスト問題につきましては、現在、社会問題になっておりまして、教育委員会といたしましても学校施設等の実態調査ということで、文科省から調査依頼が来ております。

この実態調査要領に基づいて、今回調査費、役務費として189万円、事務局費の方へ組み込ませていただいておりますけれども、そういうことで予算はさせていただき、また工事請負費もある程度予測した工事費についても計上させていただいております。

文科省の実態調査におきますと、平成8年以前、竣工した建物について調査するということでございます。石綿障害予防規則に基づきまして、壁とか、柱、天井等に吹きつけられたもの等の調査をするわけでございます。具体的には、吹きつけアスベスト、あるいは、吹きつけロックウール、吹きつけヒルイス等の施設を調査することになっております。

市といたしましては第1調査として、旧町から引き継いでおります建設図面等の材料の検査をいたしまして、それに基づいて現場で目視により、そういうアスベストの使用のものが使われておるかどうかということで、8月の26、30、31日の3日間で教育委員会の3課と分室長の職員で調査をしているわけでございます。

それに基づきまして、アスベスト含有のものへの疑いがあるものにつきまして、今サンプルの採取をして、定性定量分析調査ということで確認をするように、業者の方へ依頼をしておるわけでございます。この検査が約2ヵ月くらいかかると、県内どの施設も集中していますので、時間がかかると、期間を要すると言われております。

そういう結果が出て、それが除去する材料であるということが確定いたしましたら、工事の方に入らせていただくということですので、大体、調査の期間が長くかかるということもございますし、もしそれが該当する工事ということになりましたら、今回ある程度予算化をさせていただき必要があると考えやっているとございまして。

それから、工事につきましては、やはり、児童・生徒がおる中での工事になるかと思っておりますし、飛散防止装置や作業の安全確保が、万全に期する必要があると思っておりますので、そこらの工事のやり方については専門家とよく協議して、そういう設計内容になるようにしてい

たいというふうに考えております。

それから、通常の施設の維持管理業務でございますが、先ほど熊高議員さんから基金等というお話もありましたけど、これは、教育委員会だけではなしに、すべての公共施設が各部局にまたがっておりますので、今後そういうことも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

松 浦 議 長

答弁洩れはございませんか。

はい。10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

はい。答弁洩れなく、すべてお答えいただきました。

3点だけ再度お聞きしたいんですが、まず1点は、12ページのソーセージ・そばのことですが、内容はよく分かりました。ただ、そばを挽く機械というのは、市内は公共的にはないんですかね。あれば、活用できるような気もするんですが、そこらの状況はどうなんかなという気がして、再度ここをお聞きしたいんですが。

もう1点は、15ページ、美土里町道の駅の分割登記ということですね、これは、一般質問に残しとかんといかんですね。

27ページ、今のアスベストの関係ですが、わしの方が聞き間違えていたみたいですが、まだ調査段階だということですね。工事に既に入る予算かなと聞き間違えたみたいでしたが、そうであれば、早急に調査されて、安全に早くやっていただくということをお願いして終わります。

松 浦 議 長

はい。答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

そば粉を挽く機械でございますが、市内の状況でございます。高宮町の方に1機ほどございます。これを、これまで活用をして夢茶屋さんの方も挽いておったようでございますが、この機械そのものがかなり古い型式でございますして、なかなか精度の良い粉を挽いてくれないということがございます。そういったことで現在は市外の方へお願いをしとるといような状況でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

はい。他に質疑ありませんか。

はい。16番 今村義照君。

今 村 議 員

3点ほどお伺いさせていただきます。

12ページの県補助金のうち、新しい住民自治システム構築支援事業ということで38万4,000円の補助金があがるとるわけですが、説明では、フォーラム費用関係にあてるんだという説明でございましたが、今後まあ、住民自治の啓発なり、あるいは研究会を今後、具体的にこの補助金を使ったかたちでの新しい事業があるのかどうか、その点についてお伺いしたいのと、13ページの特別会計繰入金のうち簡易水道の方から、高額の繰入金があがっております。主たる事業変更

と、この繰入理由についてお伺いしたいと思います。

もう1点、21ページの農林水産業費のうち林道整備事業費でございますが、私の聞き落としかと思っておりますが、負担金補助及び交付金として1,220万円補正されているわけでございます。これは、どこで、こういったような事業なのかちょっと聞き洩らしましたので、改めて説明をお願いします。

以上、3点についてお伺いします。

松浦議長

はい。ただ今の質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

12ページの新しい住民自治システム構築支援事業補助金の関係でありますけれども、実は、この制度ができましたのが、今年度4月に入ってからできまして、急遽、県の方からそれぞれの自治体の方にご案内があったとそういうふうな状況になっております。

安芸高田市としましては、今年度につきましては、当初、一般財源で対応しておったそういった事業にあてていくというかたちで申請をして、幸いにも補助金がついたというかたちになっております。この補助金につきましては、指定されますと、2年間のいわゆる事業でございますので、来年度についてはどのようにするかについては、また新たに考えていくというふうに考えております。

以上でございます。

松浦議長

はい。続きまして、建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

はい。特別会計の簡易水道の繰出金の3,674万4,000円の状況でございますが、後ほど、特別会計の方でもご説明させていただきますが、一般会計への繰出金で平成16年度決算見込剰余金が1億606万4,025円。それから、平成16年度繰越明許費で6,932万円でございます。

これは、事業の進捗整理等の中で差し引き3,674万4,025円、精算見込みで出てまいりましたので、これについて、一般会計の方へ繰入金として出させていただきますものでございます。

松浦議長

はい。引き続き、産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

21ページの林道整備費の19負担金補助の1,220万円の内容でございますが、これは、いわゆる森林整備の関係の施業を、高田郡森林組合が主として行っていただいておりますが、この施業に関わります関係で、そういった施業団地内の作業道を開設する事業に対しての助成金として、県の補助金を1,200万円受けまして、そのまま負担金補助として1,220万円、森林組合の方へ支出していくものでございます。

今年度は八千代町と美土里町と高宮町と向原町4地区において計画していこうという計画でございます。

松浦議長

はい。引き続き、14番 入本和男君。

入本議員

はい。議長。歳出の15ページから29ページにわたりまして、節

の区分の15と18について伺うものでございますが、私、素人考えでは、本市ですべて対応できるかと思うんですが、本市で対応できない予算がありましたら、その内容についての回答をいただくものでございます。すべて、15と18を言わなければいけないんでしたら、言いますけれども、担当課には分かると思いますので、そういうふうにご質問させていただきます。

松 浦 議 長

暫時休憩といたします。

この際、1時間たちましたので、20分から再開いたしますので、トイレ行ってきて下さい。

~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

それでは、時間がまいりましたので、休憩を解いて、再開いたします。

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

今回の補正によります、節の工事請負費、また備品購入費の予算の補正でございます。基本原則、工事、また備品ということにつきましては、やはり市内の業者の方の最優先ということを、基本に考えて実施しなきゃいけないと考えております。ただ、今予算、工事費、備品ということで補正をさせていただいておりますけれども、当然、公共事業の場合につきましては、入札執行ということがございますので、原課の方から入札執行伺いがありまして、それなりの設計なり、また、ものの書類があがってきます。

そういう基礎資料をもとに入札の選定要綱に基づきまして、この工事費と備品の発注もさせていただきたいと考えております。

この備品の中にも、市内の業者さん、また医療関係等については今回は補正をさせていただいておりますけれども、高度なやはり備品という観点があるのではなかろうかと思っておりますので、充分その点については、市内の業者さんを中心に事業の実施をさせていただきたいと考えております。

これは、全体的な2つの目の執行にかかります考え方で実施させていただきたいと、そういうふうに思っています。

松 浦 議 長

はい。14番 入本和男君。

入 本 議 員

はい。今の答弁では、15ページからひとつずつ聞いていかにやいけんようになるわけでございまして、ここに予算積立したということは既に、基本的な今の部長さんの説明は、重々私も分っているところでございます。

よってですね、どういう部分が今の備品でも専門的なので安芸高田市市内では購入できないと、これはどういうものがあると具体的に今

精査しているわけございまして、これは、方向性を聞いとるわけじゃなくて、予算の内容の積立の内容について聞いとるわけございまして、ここに出とる以上ですね、予算を積み立てた以上は、地元業者で予算を積み立てたか、そうか言うて、これは地元業者にないからここに積み上げてきたんか、それは、担当部署が歴然としとるわけございまして、もし、何なら改めて15ページから順次伺っていきなきゃならんのですが、その主旨も踏まえて各部で答弁をお願いしたいと思います。

松浦議長 　それじゃ、手を挙げて答弁して下さい。

はい。総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 　はい。それでは、総務部所管におきます、関係の方からご説明をさせていただきますと思います。

総務部におきます、まず15ページの財産管理費の工事請負費でございます。1,098万5,000円の工事請負費を計画させていただいておりますけれども、全体的な考え方の中では、庁舎関係のものでございます。最高の補修工事費が950万円の金額を思っております。

そういったところが主たる工事になっておりまして、こうした内容等につきましては、市内の建築のもっとられる業者さんは対応できるんではなかろうかと思っております。

それと、備品関係の地籍調査、16ページでございますが、総務の所管しております87万円の自動車の購入でございますが、市内業者で対応していきたいと考えております。総務部の方は以上でございます。

松浦議長 　はい。自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長 　15ページの自治振興費の中に、工事請負費765万6,000円でございますが、これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたように、湯の森の関係の工事でありますけれども、いずれにしても、いずれの工事につきましても、原則的には市内業者で可能であろうという判断をしております。

ただ、塩素注入ポンプという特殊なポンプがございますので、これは状況によりましたら、市外業者を入れざるを得ない状況になるかも分かりません。一応、原則的には、市内業者で可能だろうという考えを現在はおしております。

以上でございます。

松浦議長 　はい。続きまして、市民部長 廣政克行君。

廣政市民部長 　16ページの総務費、戸籍住民基本台帳の備品のシュレッターの購入費でございます。

原則的には80万円以下というかたちになりますので、部の方で業者選定が可能だと考えております。したがって、市内の業者で賄えるんではなかろうかと考えております。

松浦議長 　はい。続きまして、福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。17ページの9目の福祉センターのところの工事請負費でございますけれども、これは、客室のエアコンの取り替えとか、ロビーへのエアコン、流し台設置ということで市内の業者さんでの見積りをとらせていただいております。というかたちで、市内での対応が可能かと思えます。それと、次の保育所関係でございますけれども、備品購入が178万7,000円、これは、吉田保育所、ひまわり保育所、来原、船佐、僻地の川根保育所等でございますが、これらは、暖房器具、ストーブ、それから幼児用いすとか幼児用の冷蔵庫、それから、ガスオープン等ございまして、それも、金額的にも市内での対応ができると思っております。

福祉保健部の方で19ページの衛生費の関係の8の診療所のところでございますけれども、工事請負費の360万5,000円につきましては、これは、美土里の診療所、佐々部もなんですけど、それぞれ屋根の修理とか部屋のクロスの張り替えとか、そういったかたちのものでございまして、市内での対応が可能だと思っております。

それと備品購入費でございますけれども、これは、美土里歯科診療所の方の医療器具でございまして、これは市内での業者さんでは、ちょっと対応が難しいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

松浦議長  
清水産業振興部長

続いて、産業振興部長 清水盤君。

それでは、21ページでございます。農村整備費の工事請負費、547万4,000円でございますが、内容は、小規模のため池工事の2ヶ所と、公園等の維持修繕工事でございますので、町内業者で対応していきたいと思えます。

それから、22ページの観光費の工事請負費50万円ですが、これも市内業者の方で対応していきたいと思っております。

それから、飛びまして、28ページ、29ページに災害復旧費がございまして、これについても、市内業者で対応していきたいと思っております。

以上です。

松浦議長  
金岡建設部長

続いて、建設部長 金岡英雄君。

失礼いたします。

それでは、23ページでございますが、道路維持の工事請負費1,166万円でございますが、市内全域の道路維持でございますので、市内業者での対応を考えております。また、3の道路新設改良費、これは事業調整で工事請負費減額としておりますが、基本的には設計の内容等にもよりますが、基本的には市内業者での対応をするように考えておるところでございます。

それから、24ページの住宅費の関係でございますが、住宅管理、住宅建設につきましても、市内業者での対応ということで考えております。

以上でございます。

松浦議長  
村上消防長

引き続き、消防長 村上紘君。

はい。24ページの消防費の常備消防費関係の備品購入でございますが広報用の視聴覚資器材の購入ということでもありますので、特殊な資器材ではないと考えておりますので、市内の業者で対応できるものは対応していこうと考えております。

松浦議長  
杉山教育次長

はい。引き続き、教育次長 杉山俊之君。

はい。続きまして26ページの小学校費の関係でございます。これにつきましては、維持修繕工事でありますので、市内業者で対応していきたいと考えております。

それと、アスベスト関係の工事費につきましては、市内業者にそういう資格業者があるかどうか確認をさせていただきたいというふうに考えます。中学校費工事請負費についても、アスベスト関連でございますので、やはりそういう調査が必要であろうと考えます。

それから、27ページ、幼稚園の工事請負費ですが、これも先ほどと同じでございます。それから、文化施設費の工事請負費115万5,000円。これは、各施設の維持修繕工事でございますので、町内業者でやってくれると思います。

28ページ、学校給食費の関係でございます239万9,000円。これは、吉田、八千代、美土里、向原それぞれ市内業者でやっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松浦議長

他に質疑ありませんか。

岡田議員

はい。18番 岡田正信君。

歳入の方でひとつお聞きしますが、大体去年の決算が締めたと思うんですけど、特別会計からは入ってますから、一般会計からはその見通しはどがなんか分かつとるが、数字として出されだったのか。

それから、市長に、こういう補正予算を組む時に総務部長もそうなんですけど、備考欄に書いとったら、たいそう、たいそう聞くこといりゃーせんのよ。備考欄を活用する気があるんかどうか、もっと効率のいい議会をしたいと思います。

松浦議長

はい。

新川総務部長

答弁を求めます、総務部長 新川文雄君。

一般会計に伴います、16年度の決算見込みの数字の計上という状況にあらうかと思うんですけども、今回の補正の財源といたしましては、幸いにいたしまして、交付税の財源処置の利用財源ということが早く財源確保できたということで、ある程度これを重要視させていただいて、今の補正を組まさせていただいておるわけでございます。

ただ、一般会計の不用額的な関係にならうかと思えますけれども、当然これは、各町ともいろんなかたちの方で、予算の繰越金に伴います予算計上というのは、それぞれのかたちで実施されておりますけれども、

やはり、ある程度の先に見込む、例えば12月の補正の財源というものは当然、繰越財源等を充当しないと、一番大きな確保ができないのかなという思いをいたしております。

そういう財源を持ちながら年間通しての方向性もですね、確保しておく必要があるのではなからうかと思っております。それと同時に、18年度の予算編成に向けての財源確保というのは必要となってきましたので、そこらについては、ある程度、財源留保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

松浦議長  
岡田議員

はい。18番 岡田正信君。

部長が言われるのはそれでいいんですが、その去年の場合だったら、地方交付税は分かっても、5月には出てこなかった。同じじゃから地方交付税は。それだったら今の16年度の決算の見通しというのもわかるとるなら書くべきじゃが、その見通しがまだつかめんのか。

さっきの答弁だったら次の来年の予算組むのに云々かんぬんですが、それならそれのように、きちっと数字的にあるなら言うてもらわないといけんし、分かるとりゃあここに書いても財源確保することはできますよね。補正入れとって。まだ分かるとらんのですか、はっきりした数字は。そりゃまだ締めてないから、決算をきちっとしとらんけども、でも会計閉鎖しとるんだからおよそのぎりぎりの線までは発表する必要ないかしらんけど、まあどのくらいはできとるというのはわかるとるんでしょ、もう。ここでなぜ発表できない。そこは市長さんどがに思うてですか。

松浦議長

はい。

答弁を許します。市長 児玉更太郎君。

児玉市長

できるだけそういう数字を早くつかんでいきたいということは、今議員さんのおっしゃるのと同じでございますが、なかなか事務レベルでは、かなり正確なところがかめないと、発表することができんという問題もありまして、ただ今総務部長が申し上げたとうりでございます。今後ご意見はそのように我々もしていきたいと考えておりますので、ご了解賜りたいと思います。

松浦議長  
岡田議員  
松浦議長  
新川総務部長

はい。18番 岡田正信君。

それから、備考欄の活用はどのように考えとるん。

はい。総務部長 新川文雄君。

はい。この予算書の基本の書き方であろうと思いますが、まあ当然、地方自治法の施行令に準じたもので掲げさせていただいております。そういう様式につきましては、本予算につきましては、事業別予算というもので編成させていただいております。

備考欄に掲げております事業ごとの予算で、例えば、そこにあります農村整備費の中の農村整備総務管理費というのをひとつの事業の枠として計上させていただいております。その内容が節の方に全部分別

させてあるというような予算の枠でございます。

今後におきましては、できるだけそうしたわかりやすいという状況の方もご要望等ございますけれど、基本のスタンスの予算の様式というのは、これに準じたかたちの中で作成をさせていただいております。そういうところが予算説明資料ということになっておりますので、予算の基本原則の中ではこういう方法になろうかと思っております。資料につきましては、今後先ほど来からご指摘いただいとるのもございますので、どのようなかたちが一番見やすいかを内部的に検討させていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

3 番 田中常洋君。

田 中 議 員

はい。3番、田中です。総務部長さんに先ほどの15ページ、財産管理のことでお尋ねします。

先ほど、説明の中に旧根野小の体育館の除去についての調査費を、計上してありますという説明があったわけですが、昨年、あれを除去するかどうかということで、予算を支所としてはあげて欲しかったんですが、地元で、あれでもまだ活用があるんじゃないかということで、昨年はまあ、除去の予算は見送られたというように聞いておるわけですが、先般の台風で、以前天窓のガラスが壊れたので、一気に風が入ってその抜け道として、いわゆる旧根野小とグラウンドとの間に町道があるわけですが、その町道の真上の所のガラスが破損して、いわゆる町道の方へ落下しているというのが、つい先だっの台風被害なんですが、あの町道については、すぐ上に保育園もありますし、解体した旧根野小学校の校庭では、グラウンドゴルフを毎日楽しんでおられるという、非常に人通りの多いところでもありますので、調査というのは、まあ、調査していただいて、それでいくらいるよというのが出ると思うんですが、その出たものは、これは緊急性があると思われるので12月の補正で即、上げていただき対応していただきたいと、これは要望でありまして、ひとつお願いしておきたいことは、調査費が出て解体をするという行為を執行に至るまでに、あそこは破損したガラスのところは、ちょうど町道の真上に出窓式に出たようなところがございますので、町道の真上にギリギリのところ、まだガラスの窓がずらっと並んでおりますので、一旦ああいうふうな風道になると、連続して破損するということが大いに予想されますので、応急的な処置が必ず必要だと思いますので、その辺を含んでいただきたいと思います。続きまして、直接担当の部長さんにお尋ねしたいと思います。

建設部長さんにお尋ねするんですが、23ページの道路改良のところ、いわゆる委託料の2,300万、工事費の5,200万、公有財産の2,700万、これがこの大きな金額がすべて減額になり、補償費の方に1億1,500万という大きな金額が補正されておりますが、ここに至った経緯をちょっとこの大きな金額がこの補正で動くというの

は何か緊急なことがあったんだと思うわけですが、この経緯についてを説明をお願いします。

それから、28ページの体育施設、3目そこで委託料のところにB & G海洋センター減額200万とあるわけですが、この海洋センターは高宮と八千代にあるわけですが、どちらもかなり年数がたつとるわけで、総務部長さんの説明は改修工事の云々と説明が聞こえたと思うんですが、この施設を管理しておる両所長さんは、もうなんとか予算をつけて、なんとか直して欲しいということで、この200万が当初予算でついた時に大変喜んでおられたんですが、これが補正で緊急性をもっておるのか知りませんが、減額になるという、ここの減額になるという経緯についてをご説明を求めます。

以上です。

松浦議長

はい。ただ今の質問に対し答弁を求めます。

まず、建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

ただ今のご質問にお答えいたします。道路新設改良でございますが、基本的にはこの中に県道の改良事業、国庫補助による道路事業、町特定による道路事業3つが入っておりますが、県道につきましては、実は、広島県建設事業負担金条例に基づきまして、負担金相当分について財源を一般財源として事業を追加することによって、県との調整が整ったということで、10%相当額を負担しておりましたが、その分について工事費で賄うという協議が整ったということで、ここへ説明欄へあげさせていただきます。それを含めまして全体的に言えますことは、特にご質問の委託料、これにつきましては、町特定の高地長屋線でございますが、全線測量という思いを持っていましたが、やはり、事業効果を早急に上げるためにということで、通行困難ヶ所等に絞って測定をやるということで、2,000万程度の減額。後、その他につきましては、業務発注等による精算をしております。それと県道委託につきましても、業務発注による精算見込みで減額をし、合わせまして2,290万でございます。それから工事請負費が大きく減額をして補償補填になつとりますが、この大きな要因としましては、用地補償を優先して工事に早くとりかかりたいということがございます。

そういう中で、ひとつ大きな点といたしまして、高林坊線におきましてこれまでかなり難航しておりました用地が、前にいくという状況が整いましたため、工事費などを減額いたしまして、用地補償の方へ充当させていただいた、これが8,600万程度でございます。それから、中北川根線等につきましても工事等と合わせて考えておりましたが、2戸の補償移転の用地費などが整うということで、これらに4,770万程度追加したということで、基本的な考えといたしましては、現在ある道路を早急に整備するために用地先行をさせていただきたいと、それともうひとつは、やはり早急に整備するためで、1.5車線のなものの考え方で道路の整備をするということで、全般的な見直しを

はからせていただいた中で、予算の組み替えをさしていただいたというわけでございます。

以上でございます。

松浦議長  
杉山教育次長

はい。続いて教育次長 杉山俊之君。

28ページの保健体育費の、体育施設費の委託料の関係でございます。これは工事費ではございませんで、委託料でございます。説明の中にも書いてありますように、200万円の減額を上総務管理費に200万円の組み替えということでございます。当初予算ではB&G美土里の海洋センターにつきまして、808万5,000円工事費を計上したわけですが、一部工法の変更と入札残に基づきまして200万円減額残とさせていただき、体育施設総務管理費の方へ組み替えをさせていただいて、工事の方をやらせていただいたというわけでございます。

まあ、八千代のB&Gとか高宮のB&Gとかいろいろ維持修繕工事の要望もあるわけではございますが、今回はこういうふうに組み替えさせていただいて、対応させていただくということでございまして、また各分室からの要望に基づいて、またの機会に計上をさせていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

松浦議長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第3号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第64号 平成17年度 安芸高田市国民健康保険  
特別会計補正予算(第1号)

松浦議長

日程第9、議案第64号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第64号、議案名が平成17年度安芸高田市国民健康保険特別

会計補正予算でございます。本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万9,000円を追加し、予算の総額を36億5,706万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が14万5,000円。繰越金1億9,444万7,000円、諸収入が864万1,000円それぞれ追加し、療養給付費等交付金384万8,000円、繰入金1億9,712万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費155万3,000円、保健事業費70万6,000円を、それぞれ追加するものでございます。よろしく願います。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長

議長。

松浦議長

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

失礼いたします。それでは議案第64号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましての要点のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計の精算に伴います、歳入の予算の財源組み替えが主たるものでございます。それぞれ歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ225万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億5,706万7,000円とするものでございます。

事項別明細書の6ページの方開いていただきたいと思っております。まず、歳入の要点をご説明申し上げます。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2療養給付費等負担金の節2でございます、過年度分でございますが、14万5,000円の増額でございます。これは、平成16年度分の精算分でございます。次の款5療養給付費等交付金の項1療養給付費等交付金の目1、同じく療養給付費等交付金でございますが、384万8,000円の減額でございますが、これは、現年度分で退職者医療交付金医療給付費分が731万円の減額。そして2節の過年度分でございますけれども、16年度退職者医療交付金が346万2,000円の増額でございます。

続いて款9の繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございますが、補正の方を1億9,712万6,000円の減額でございますけれども、これは、平成16年度の精算に伴いまして、繰越金の計上による財調の方を減額をさしていただいております。

次に7ページの方をお願いします。款10の繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金の補正額が1億9,444万7,000円でございますが、これが平成16年度の精算に伴うものでございます。

それから、次の款11の諸収入、項3の雑入、目1の雑入864万1,000円でございますが、これは節2の一般被保険者第三者納付金

として133万1,000円。これが2件で133万1,000円でございます。第3節の退職被保険者等第三者納付金として731万円。これも2件で731万円でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に8ページの方お願いします。次に歳出でございますけれども、款1の総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費の155万3,000円の増額でございますが、11節の需用費、これは85万3,000円でございますが、これは事務用品、窓空き封筒とか、受給者数の印刷費等でございます。それから、13節委託料でございますが70万円。これは連合会共同処理委託料の第三者行為業務委託料及び高額療養費のシステム保守料等でございます。

次の款1総務費の項2の徴税費、それから下にいきまして、項3の運営協議会費、それから款2の保険給付費、項1の療養諸費、下にまいりまして、項4の出産育児諸費等でございますけど、これらにつきましては16年度の精算に伴いまして、繰越金の計上に伴い財源の変更をさせていただきたいということでございます。

それから次の9ページの款6の保健事業費、項1の保健事業費、1目の保健衛生普及費70万6,000円でございますけども、これは、吉田プールにおきます健康教室に要する経費のお願いをいたしております。8節の報償費、これは健康教室をする上での講師への謝礼でございます。それから、13節の委託料の44万円。やはりこれもプールでの健康教室に要します送迎、ふれあいバスの関係での委託料でございます。

以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、16番 今村義照君。

今村議員 被保険者ですね、現在における対象人数の推移について現在分かっている範囲内でどう把握されておるかお伺いいたします。

松浦議長 ただ今の質疑に対し、答弁を許します。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、すいません。現在直近の被保険者数でございますね。ちょっと手元に持っておりませんのですいません、後ほどお知らせしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長

これより議案第64号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第65号 平成17年度安芸高田市介護保険

特別会計補正予算(第1号)

松浦議長

日程第10、議案第65号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

はい、議長。議案第65号、議案名が平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,576万3,000円を追加し、予算の総額を32億2,696万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金3,576万3,000円を追加し、歳出につきましては、総務費69万円、諸支出金2,790万6,000円、予備費716万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。よろしく願いをいたします。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長

はい。

松浦議長

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

それでは、議案第65号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第1号についての要点の説明を申し上げます。

今回この補正予算につきましては、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計の精算に伴いまして、平成16年度分介護給付費国県負担金、特にですね、9月30日に支払期限のございます支払基金交付金の返還金が生じておりますので、今回補正をお願いいたしました。それでは、事項別明細書の6ページをお開きくださいませ。

まず、歳入でございますが、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額3,576万3,000円でございますが、これは平成16年度の精算によるものでございます。

次に7ページの歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の69万円の増額でございますが、これは正規の職員が10月中旬くらいから産休に入ります。その代替臨時職員の賃金を69万円ほどお願いをいたしております。

それから次の、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金で2,790万6,000円の増額でございますが、これは、23節の償還金利子及び割引料の方を見ていただきたいと思います。償還金で先ほど言いました16年度の精算によりまして、平成16年度介護給付費国庫負担金の返還金が989万5,000円。それから同じく介護給付費支払基金交付金への返還金が1,591万6,000円。それから同じく介護給付費県負担金への返還金が209万5,000円でございます。先ほど言いましたように9月30日が支払期限のものがございますので、今回補正であげさせていただきたくります。

次の款6予備費の方に716万7,000円計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

熊高議員

10番、熊高です。補正の主な内容というのは繰越金ということですが、10月に一部改正があると思うんですね。そこらの影響はまったく考えていない予算ということでしょうか。

松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。今回この繰越金でございますけども、まだ決算出てはおりませんが、あくまで、精算ということでの繰越金を計上させていただきまして、10月の法改正に基づきますものについては、今のところの中には反映をいたしておりません。

以上でございます。

松浦議長

はい。10番 熊高昌三君。

熊高議員

10月からの予算執行上問題になるところはないというふうに理解をしてよろしいんですか。それともまた途中で補正をするのか、もう

少し詳しく言えば、10月の改正の内容を、少しどういった点が説明していただきたいと思います。

松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

誠にすいません。10月の改正点におきまして、当初予算を組みましてその中でできると思っておりますけども、具体的にその部分がこちらの方から予算の方から、どれだけ出さなければならないということかちょっと把握していないので、回答ができませんけどもご了承願いたいと思います。

松浦議長

暫時休憩。20分まで。

~~~~~

午後 3時09分 休憩

午後 3時20分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは再開をいたします。

ただ今熊高議員の質問に対しまして、担当課長の答弁を求めます。

沖野和明君。

沖野高齢者福祉課長

議長。それでは熊高議員さんのご質問にお答えします。

ご質問の内容は、介護保険の10月の改正の影響を補正予算で反映しているか、また10月からの執行上、問題がないかという主旨でございます。

介護保険の10月の法改正は施設入所者と在宅におられる方の負担の公平さをはかるため、施設入所者の居住費、つまり各部屋の光熱費等でございますが、それと食費材料費は既に自己負担となっておりますが、調理費相当分が、現在介護報酬の中に入っております。この居住費と食費を介護報酬からぬいて、自己負担にもっていくものが、大きな法改正でございます。これは、介護保険入所3施設とサービス、通所事業が食費がございますので、この4つのサービスが影響してまいります。介護報酬から自己負担に移行するということは、介護保険財政から見ますと、介護報酬の方からなくなるということになりますので、保険運営の面から申しますと、支出のマイナスという結果が出てくるものと考えております。

なお、今回の保険に反映してない理由につきましては、居住費と食費が低所得者対策がございまして、所得に応じた自己負担の上限額が決まっております。この上限額と国が示した基準額との差額を介護保険が施設に補填をしていくという、そういうかたちになりますので、所得階層等が見極めが現在すべてついていない状況でございまして、今回の補正予算の方へ反映をさせておりません。

以上でございます。

松浦議長

他に質疑はありませんか。

入本議員

議長。

松 浦 議 長  
入 本 議 員

はい。14番 入本和男君。

はい。歳出の方で一般管理費の賃金、産休で69万円と言われたわけですが、産休については、現在の少子化の中で非常に喜ばしいことですが、その半面賃金が発生するという中でですね、当初予算におきましても市長は1割カットという財政難のあり、そういう施策で今日まで全員職員ならびに議会等もですね、減給しながら協力しとるわけですが、逆に言えば、事務員を減さなければいけないという中で、産休というものは事前にわかるものでして、事務効率とか行革の面でこれはやむを得ずどういう対策をとっても、ただ産休だから即雇用するという安易なものか、いろいろな方面からチェックした結果、こういう賃金が生まれたのかそのあたりを伺うものでございます。

松 浦 議 長

はい。答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。賃金の69万円の産休代替の賃金でございますけども、今後、今もありましたように法改正等ございましたり、介護保険計画等今後の法改正によりまして、介護保険制度のいろいろなかたちでの計画書をつくり、それに向けての今度地域包括支援センターとかいろいろ変わってまいりますけども、それらにも職員として職員が一人欠けることによって、そうした事務が遅れるということもあつたらいけませんので、どうしても一人ほど産休で、じゃあ補填せずにできるかとかたちではなっくって精査したかたちの中で、産休代替をお願いしたいということでございます。

松 浦 議 長

他に質疑はありませんか。

はい。1番 明木一悦君。

明 木 議 員

先ほど別のところいきましたけども、今回の産休代替ですけど、それは直接雇用ですか、それとも人材派遣による雇用ですか。

松 浦 議 長

はい。答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。正規の職員の産休につきましては、行政が直接採用させていただくというかたちになっております。

以上です。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

はい。こういった方の職員のいろいろな手当ですね、これはどのようになっていますか。一般の職員の差があるんかないんかお伺いします。

松 浦 議 長

答弁を許します。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。一般職の代替ですから手当があつた方がいいとは思いますが、普通の一般の臨時職員ということで日額6千円の賃金のみでござ

ざいます。他の手当等についてはございません。

松浦議長  
熊高議員  
松浦議長

はい。10番 熊高昌三君。

業務委託等と比べてどうでしょうか。まったく同じなんでしょうか。

はい。答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

育児休暇に伴います、産後休暇に伴います、代替職員の身分は臨時職員等の規定で今部長が言いましたように、日額6千円でございます。人的業務委託の社員の方等も金額は一緒でございます。

熊高議員  
高杉総務課長  
松浦議長  
青原議員

手当を聞いとるんですけど。

手当につきましては、通勤手当等一切支給されておりません。

はい。11番 青原敏治君。

はい。関連になるかと思えますけど、この4月から人的業務委託ということで実施してある、そことの整合性ですね。そこらをやはりきちっと整理せにゃあいけんのんじゃないのかと。これは直接雇用よ、これは業務委託よ、というようなかたちできちっと精査してやらんといけんのんじゃないかと思いがするんですが、一般職については業務委託ということになっておりますので、そこらあたりの整合性をちょっと説明をお願いします。

松浦議長  
高杉総務課長

はい。総務課長 高杉和義君。

はい。臨時職員の雇用には2種類ございまして、育児休暇等につきましては、その育児休業に対する手当等といたしまして、その期間につきましては、臨時的に雇用することができることになっております。

この安芸高田市におきましては、臨時職員等については、2ヵ月を限度として1回更新するという、短期の期間での臨時職員等を雇用することにしています。それ以外の臨時職員の対応につきましては人的業務委託と言いますか、保育所と言いますと大新東さん、それ以外の施設等につきましては、安芸高田市の地域振興事業団の方へそれぞれお願いしております。

松浦議長

他に質疑はありませんか。

1番 明木一悦君。

明木議員

この産休代替についてなんですけど、確かに一般臨時職ということで日額6千円というのは分かるんですけど、今現場で問題になっているのは、産休においては日額で出るわけですよ、直接雇用の場合。それに対して例えば、勤務外、残業ですよ、一般に言われる。それが発生した場合は残業費が出ない。そのような問題があるというふうに聞いとります。特に職員の方が帰られても仕事が残れば、そこをやっていかないといけないという対応を迫られ、やはり、そういうことも出てきているように現場の方で聞いております。

しかしながらですね、人材派遣については残業についても支給があると思うんですね。そのあたり、精査とれているかどうかの確認し

たいんですけど。

松浦議長

はい。答弁を求めます。  
総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

はい。日額8千円、時給750円ですから、基本的になるのは時給の750円が基本になります。そして時間外の対応でございますが、基本的には臨時職員等には時間外をさせないよということでの指導をしております。

ただ、やむを得ず時間外になった場合には、それ相当の時間外の手当は支給するようにしております。

松浦議長

はい。1番 明木一悦君。

明木議員

はい。すいません、今の答弁の中で、日額8千円と言われましたけど、部長は日額6千円と言われましたが、どちらが正しいんでしょうか。

松浦議長

総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

失礼いたしました。時給750円、日額6千円です。

松浦議長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長

お諮りします

これより議案第65号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第1号についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第66号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計補正予算(第1号)

松浦議長

日程第11、議案第66号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長

議案第66号、議案名が平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,330万2,000円を追加し、予算の総額を4億5,627万6,000円とす

るものでございます。

歳入につきましては、繰入金150万円、繰越金999万5,000円、諸収入180万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費330万7,000円、諸支出金999万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。よろしくお願いたします。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長

議長。

松 浦 議 長

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

議案第66号の要点のご説明を行います。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして150万円を計上させていただいております。

6款繰越金、1項繰入金でございますが、平成16年度繰越金額の確定によるもので、999万5,000円を計上させていただいております。

7款諸収入、1項雑入108万7,000円でございますが、これは施設への落雷による修繕費等への保険金の収入でございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。1款施設費、1項施設管理費ですが、これは今申し上げました施設の修繕費で需用費108万7,000円を計上させていただいております。工事請負費ではマンホール周辺の道路補修として150万円。

4款の支出金の一般会計繰出金といたしました繰出金の額の確定に伴い、999万5,000円を計上させていただいております。補正予算総額では1,330万2,000円でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第66号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第67号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算(第1号)

松 浦 議 長

日程第12、議案第67号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第67号、議案名が平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668万3,000円を追加し、予算の総額を10億1,349万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金535万4,000円、繰越金46万8,000円、諸収入86万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費621万5,000円、諸支出金46万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

議案第67号の要点の説明を行ないます。まず歳入でございます。

6ページをお願いします。6款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金でございますが、535万4,000円を計上させていただいております。

7款繰越金でございますが、平成16年度の繰越金額の確定によるもので46万8,000円でございます。8の諸収入1項の雑入でございますが86万1,000円は、落雷による機器修繕の保険金の収入でございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。1款施設費、1項施設管理費でございますが、甲田処理区におきまして落雷による施設機器の修繕及び設備機器の保守点検業務委託として、合わせまし

て521万5,000円。向原処理区では、施設の修繕費で100万円を計上させていただいております。

4款諸支出金の一般会計繰出金としましては、額の確定に伴い46万8,000円を計上させていただいております。

補正予算総額といたしましては、668万3,000円でございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより議案第67号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

### 日程第13 議案第68号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業

特別会計補正予算(第1号)

松浦議長 日程第13、議案第68号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 はい。議案第68号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出をそれぞれ1,545万4,000円を追加し、予算の総額を10億6,659万3,000

円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料100万円、繰入金1,226万5,000円、繰越金58万9,000円、諸収入160万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費1,486万5,000円、諸支出金58万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく審議賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

議案第68号の要点を説明を行います。

まず歳入でございますが、6ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、現年度分といたしまして100万円の計上をさせていただいております。

5款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金としましては1,226万5,000円を計上させていただいております。

6款の繰越金でございますが、額の確定によるもので58万9,000円を計上させていただいております。

7款諸収入の雑入160万円につきましては、落雷による機器の修繕のための保険金収入でございます。

次に歳出でございますが、8ページをお願いします。1款施設費、1項施設管理費でございますが、需用費につきましては、各施設の修繕や消耗品などあわせて287万5,000円計上しております。役務費につきましては、これは合併以前から、清流園での汚泥処理能力の限界により、し尿業者等に対しまして投入制限を余儀なくされておりました。このため、臨時的措置としまして、吉田、甲田の公共下水道処理場へ投入することでカバーをしてきとるところでございますが、その後、浄化槽の普及拡大により汚泥処理量もますます増加しております。今年度からその対策として、移動脱水車による各農業集落排水施設においての汚泥を直接脱水ケーキ状になったものを運び出すということで、清流園の持ち込み量を減量化することとします。これより、これまで清流園に持ち込んでおりました汚泥処理費用は軽減されますが、新たな脱水業務により、脱水車の運転経費と脱水ケーキ運搬及びリサイクル経費などが必要となり、今回その処理費用として各処理区あわせまして1,199万円を追加させていただいたものでございます。

なお、この移動脱水車につきましては、当初予算では国の補助事業により市で購入を予定していましたが、市内のし尿処理を行っております3業者が独自に購入を行い、既に県等への許可も取得して、それぞれ試運転研修も重ねているところでございます。今回この移動脱水車の導入により、脱水業務など新たな汚泥処理費用がかかることとな

りますが、現在行っております。吉田、甲田処理場での臨時投入処理や、浄化槽汚泥の投入制限などの解除につながり、市内の汚泥適正化処理がはかれるものと大きな期待をしております。また、移動脱水車の導入にあたりましては、市内の3業者が共同購入ということで市の持ち出しはございません。

それから、次に4款の諸支出金、1目一般会計繰出金でございますが、額の確定に伴い58万9,000円の計上をさせていただいております。補正予算総額といたしましては、1,545万4,000円でございます。

以上でございます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第68号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第69号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業

特別会計補正(第1号)

松浦議長

日程第14、議案第69号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

はい。議案第69号、議案名が平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ349万9,000円を追加し、予算の総額を3億3,535万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金338万2,000円、繰越金が11万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費が338万2,000円、諸支出金11万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

よろしく願いをいたします。

松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

失礼いたします。議案第69号の要点のご説明を申し上げます。

歳入でございますが、6ページをお願いいたします。5款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金でございますが、338万2,000円を計上いたしております。

6款の繰越金でございますが、額の確定によるもので11万7,000円でございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いいたします。1款の施設費、1項の施設管理費でございますが市設置型、個人設置型の浄化槽のフロア等の修理代として需用費338万2,000円を、また4款諸支出金一般会計繰出金といたしましては、額の確定に伴い11万7,000円追加計上させていただき、予算総額といたしましては補正予算の総額といたしましては、349万9,000円でございます。

以上でございます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め委員会への付託を省略をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長

お諮りいたします。

これより議案第69号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特

別会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第70号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業  
特別会計補正予算(第1号)

~~~~~

松浦議長 日程第15、議案第70号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第70号、議案名、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,179万1,000円を追加し、予算の総額を10億9,159万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金504万7,000円、繰越金3,674万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費36万9,000円、施設費467万8,000円、諸支出金3,674万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。よろしく審議をいただきたいと思っております。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第70号の要点のご説明を行います。

歳入でございますが、6ページをお願いします。6款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計繰入金の504万7,000円でございますが、計上させていただいておりますが、そのうち397万8,000円は、落雷による被害の保険料相当額を一般会計から繰り出しをさせていただいたものでございます。

7款繰越金、1項繰越金3,674万4,000円でございますが、繰越金額の確定によるものでございます。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、吉田給水区におきまして、実はこれは、水道課の方で病気休暇が1名ございます。そういう関係で水道事業の事務補助として人的業務委託料として36万9,000円の追加のお願いをさせていただくものでございます。

2款の施設費、1項の施設管理費でございますが、吉田、高宮給水区におきまして、落雷によるテレメーター等の施設被害の修繕と、八

千代町の給水区のポンプ施設修繕及び揚水機等の修繕費などの需用費で合わせまして、582万8,000円追加させてもらっています。委託料につきましては、取水上水場の監視業務委託の精算見込みにより15万円の減額をさせていただいております。また、備品購入でメーター機費用を需用費の方に振り替えさせていただいたため、100万円減額しております。合わせまして467万8,000円の追加をさせていただいております。

次に8ページの歳出でございますが、2項施設管理費で節内での予算組み替えを行ったもので補正はございません。内容といたしましては、吉田、丹比、可愛地区、甲田、高地長屋地区の補助事業清算見込みが計画修正等に伴うので、事業費で21万7,000円減額し、これを旅費の方へ充当をさせていただいております。委託料では774万2,000円の減額ですが、吉田、甲田給水区の測量試験費業務費用など事業調整によるものでございます。使用料及び賃借料82万9,000円につきましては、吉田給水区の中馬配水用地につきまして地籍調査がまだできていないという関係で、分筆が困難であるということがございまして、用地の対象の一部を有償による使用貸借により用地を確保予定するため、46万1,000円計上させていただいております。

また、この他事務機器の借り上げ費用として36万8,000円を計上させていただいております。用地購入費では、先ほど申し上げました中馬調整池の用地で分筆が伴わない用地につきましては、用地購入費として38万6,000円を計上させていただいております。また甲田給水区の高地長屋では今後配水池の計画変更を現在行っておりまして、用地取得につきましては来年度に変更したいということで150万円を減額しております。また、これらに伴いまして、立木補償費114万9,000円を減額を行っております。なお国庫補助事業としての調整のため、減額した同額の923万9,000円を、高地長屋地区の上水場建設費用として工事請負費に追加計上させていただいております。補正予算の総額といたしましては4,179万1,000円でございます。

以上でございます。

松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

これより議案第70号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別  
会計補正予算第1号の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この際、先ほど今村議員さんの方から議案第64号で質問が  
ありました、被保険者の数等についての答弁を福祉保健部長に求めま  
す。

福田福祉保健部長

はい。

松 浦 議 長

どうぞ。

福田福祉保健部長

はい。失礼いたします。

先ほど今村議員さんの方から国保の被保険者直近の被保険者数のご  
質問がございました。世帯数がですね、これ、8月末ですけども、世  
帯数が7,844世帯、それから、被保険者数が総人数で1万4,174  
名でございます。

よろしく願いいたします。

松 浦 議 長

はい。それから、監査の件で書類をとということがございました。そ  
の件につきましては、局長よりちょっと。

増 本 局 長

監査委員に対する答弁があって、後刻事務局からということござ  
いしましたが、今日ちょっとその資料等が間に合わないのので後日にして  
いただきたいという申し出がありましたので、また後日よろしくお願  
い申し上げます。

~~~~~

松 浦 議 長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でございました。

~~~~~

午後3時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員